

# 「科研費」の最近の動向



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

研究事業部

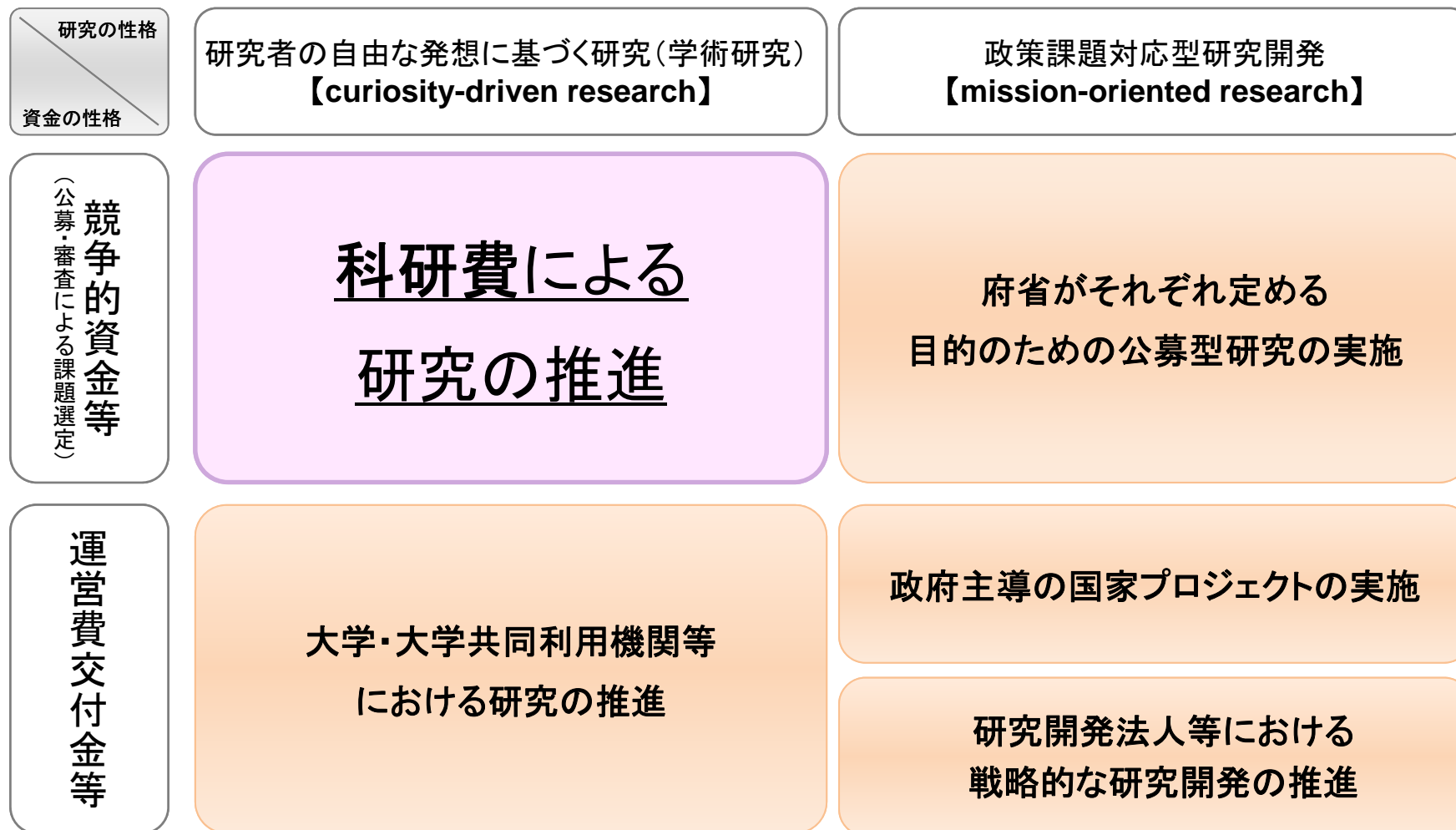
平成29年9月

## 【説明内容】

- ・ 科研費制度の概要
- ・ 平成30年度公募・審査の変更点  
（審査システム改革2018を中心に）
- ・ 科研費の管理と適正な執行
- ・ 研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について
- ・ 研究成果の公開、普及・啓発

# 科研費制度の概要

# 我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置づけ



※科研費は、研究者からの研究計画の申請に基づき、厳正な審査を経た上で採否が決定されます。このような研究費制度は「競争的資金」と呼ばれています。

科研費は、政府全体の競争的資金の約5割以上を占める我が国最大規模の研究助成制度です。(平成28年度予算額2,273億円)

# 競争的資金制度(平成29年度予算)

## 競争的資金制度(平成29年度)

平成29年4月

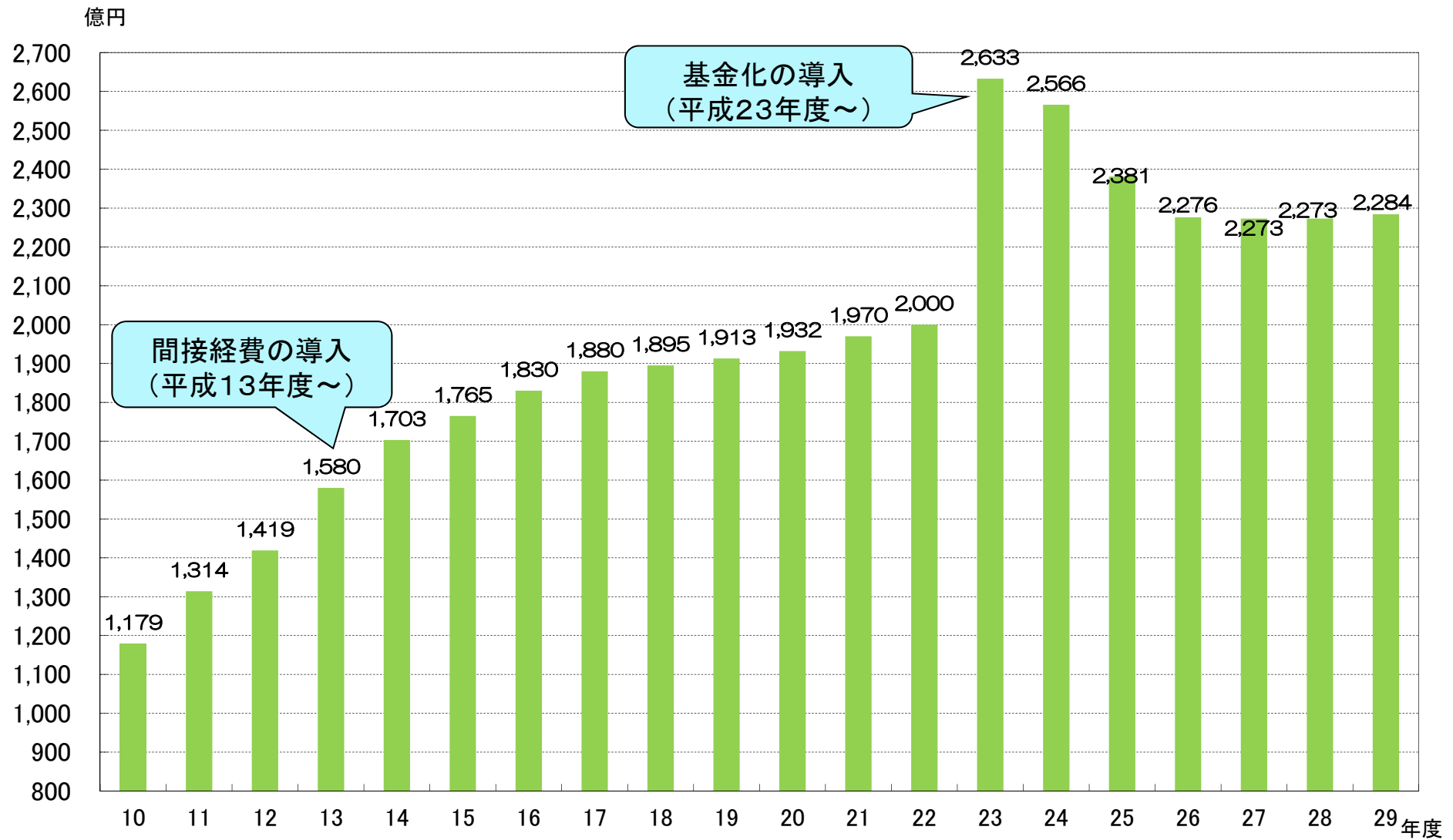
府省名	配分機関	制度名	H29年度 予算額 (百万円)
内閣府	食品安全委員会事務局	食品健康影響評価技術研究	177
	小 計		177
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進事業	2,166
		ICTイノベーション創出チャレンジプログラム	291
		デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	39
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	126
小 計		2,622	
文部科学省	本省/日本医療研究開発機構	国家課題対応型研究開発推進事業	22,898
	日本学術振興会	科学研究費助成事業(科研費)	228,350
	科学技術振興機構	未来社会創造事業	3,000
	科学技術振興機構/日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業	61,127
	科学技術振興機構/日本医療研究開発機構	研究成果展開事業	27,447
	科学技術振興機構/日本医療研究開発機構	国際科学技術共同研究推進事業	3,627
小 計		346,449	
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	4,603
	日本医療研究開発機構	医療研究開発推進事業費補助金	38,725
	日本医療研究開発機構	保健衛生医療調査等推進事業費補助金	5,274
	小 計		48,602
農林水産省	本省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	3,070
	小 計		3,070
経済産業省	本省	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業	10,253
	小 計		10,253
国土交通省	本省	建設技術研究開発助成制度	240
		交通運輸技術開発推進制度	146
	小 計		386
環境省	環境再生保全機構	環境研究総合推進費	5,293
	原子力規制庁	放射線安全規制研究戦略的推進事業費	273
	小 計		5,566
防衛省	防衛装備庁	安全保障技術研究推進制度 ※平成29年度は契約ベース(当該年度に結ぶ契約額の合計)	10,780
	小 計		10,780
合 計			427,905

※四捨五入の関係で、小計、合計額が一致しないことがある。

# 科研費の特徴

- 基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な「**学術研究(研究者の自由な発想に基づく研究)**」を支援
- 人文学・社会科学から自然科学までの**すべての研究分野**が対象
- ピアレビューによる公正で**透明性の高い審査・評価システム**を構築
- 研究計画遂行上必要な場合、可能な限り**研究費の用途を制限しない柔軟性を確保**
- 研究費は研究機関において管理する「**機関管理**」により、適正な執行を確保
- 不正使用・不正行為に対しては、**研究費の返還、一定期間の応募資格停止**など厳格に対応

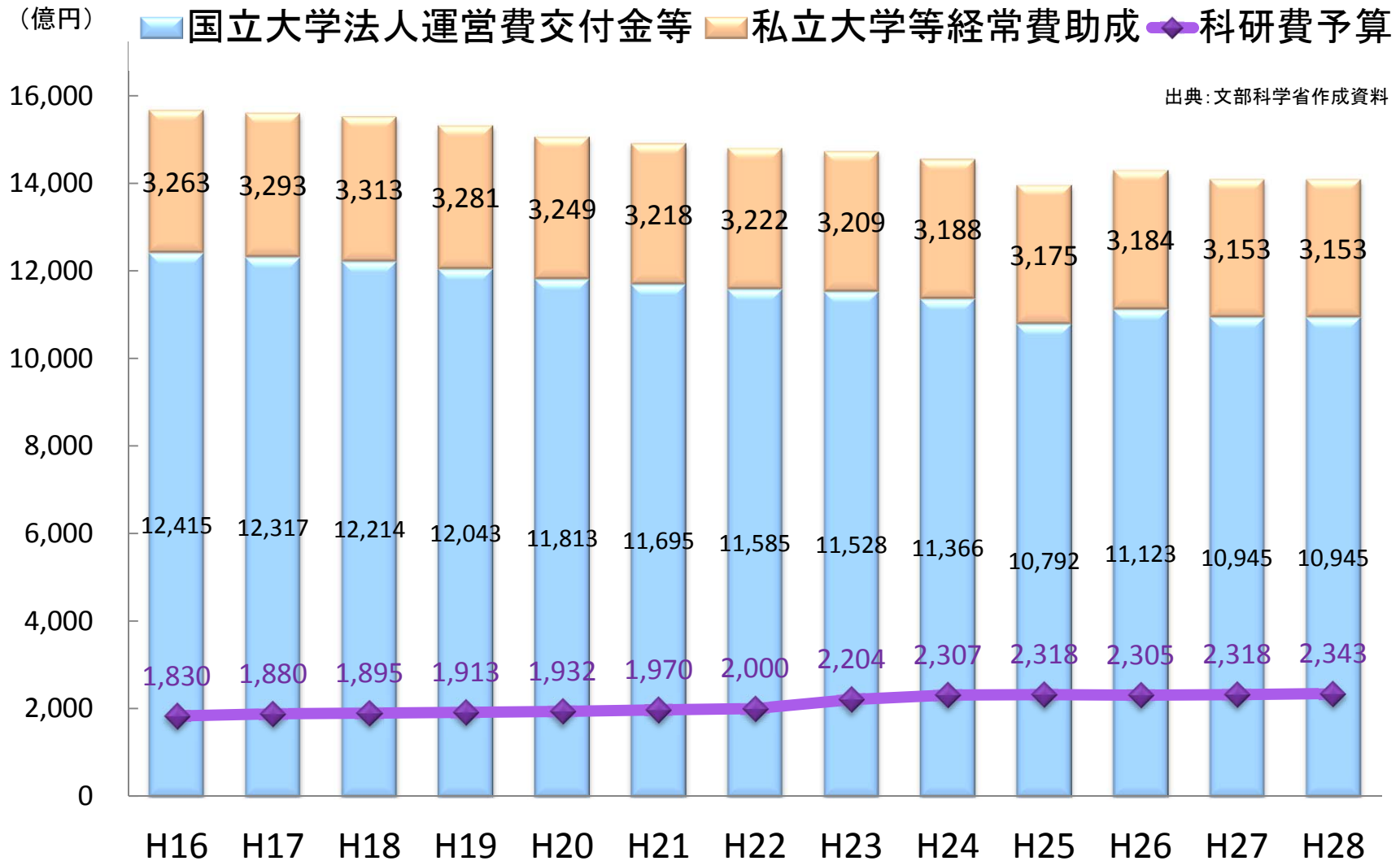
# 科研費の予算額の推移



※ 当初予算額を計上。

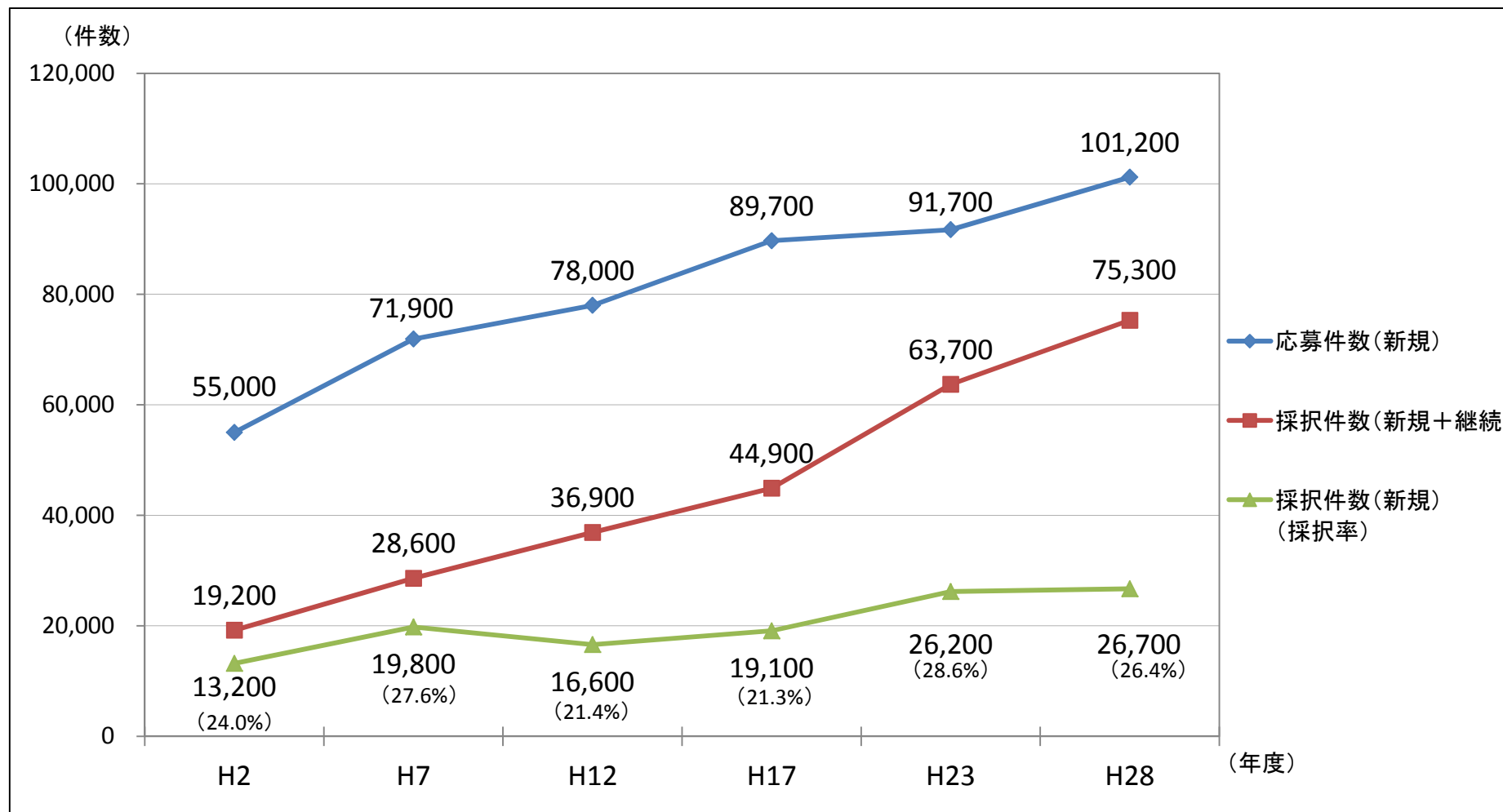
# 大学の財政的支援の経年変化

国立大学運営費交付金及び私立大学経常費助成が減少傾向にある中、科研費の存在感が高まっている。





# 「科学研究費」の応募件数、採択件数、採択率の推移



- 「科学研究費」: 科研費のうち、特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援及び奨励研究を指します(平成28年度)。
- 上のグラフは、奨励研究を除く科学研究費について集計しています。平成28年度は、特設分野研究も除く。

# 平成28年度の配分状況①(研究種目別)(新規)

平成28年10月現在

研究種目	研究課題数			配分額
	応募	採択	採択率	
<b>科学研究費</b>	〔 103,434 〕 105,317 件	〔 27,091 〕 27,413 件	〔 26.2 〕 26.0 %	〔 63,929,159 〕 65,225,584 千円
特別推進研究	〔 106 〕 107	〔 14 〕 14	〔 13.2 〕 13.1	〔 1,435,200 〕 1,384,200
新学術領域研究 (研究領域提案型)	〔 6,342 〕 6,143	〔 1,016 〕 1,051	〔 16.0 〕 17.1	〔 6,793,500 〕 6,508,750
基盤研究(S)	〔 661 〕 654	〔 87 〕 95	〔 13.2 〕 14.5	〔 3,296,100 〕 3,537,300
基盤研究(A)	〔 2,585 〕 2,601	〔 597 〕 634	〔 23.1 〕 24.4	〔 6,870,900 〕 7,299,500
基盤研究(B)	〔 11,396 〕 11,369	〔 2,638 〕 2,813	〔 23.1 〕 24.7	〔 13,078,800 〕 14,441,400
基盤研究(C) * 1	〔 36,843 〕 38,049	〔 10,975 〕 11,392	〔 29.8 〕 29.9	〔 15,003,800 〕 15,166,170
挑戦的萌芽研究 * 1	〔 16,757 〕 17,895	〔 3,952 〕 3,613	〔 23.6 〕 20.2	〔 5,628,100 〕 4,871,440
若手研究(A)	〔 1,736 〕 1,721	〔 389 〕 423	〔 22.4 〕 24.6	〔 2,839,800 〕 3,199,200
若手研究(B) * 1	〔 19,272 〕 18,996	〔 5,771 〕 5,716	〔 29.9 〕 30.1	〔 7,620,100 〕 7,453,140
研究活動スタート支援	〔 3,777 〕 3,699	〔 943 〕 925	〔 25.0 〕 25.0	〔 1,012,900 〕 1,014,200
奨励研究	〔 3,959 〕 4,083	〔 709 〕 737	〔 17.9 〕 18.1	〔 349,959 〕 350,284
<b>研究成果公開促進費</b>	〔 949 〕 946	〔 403 〕 419	〔 42.5 〕 44.3	〔 914,100 〕 871,100
<b>特別研究員奨励費</b>	〔 2,690 〕 2,488	〔 2,690 〕 2,488	〔 - 〕 -	〔 2,616,800 〕 2,301,600
<b>合 計</b>	〔 107,073 〕 108,751	〔 30,184 〕 30,320	〔 28.2 〕 27.9	〔 67,460,059 〕 68,398,284

(注1) [ ]内は、前年度を示す。

(注2) \* 1は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成28年度の当初計画に対する配分額を計上。

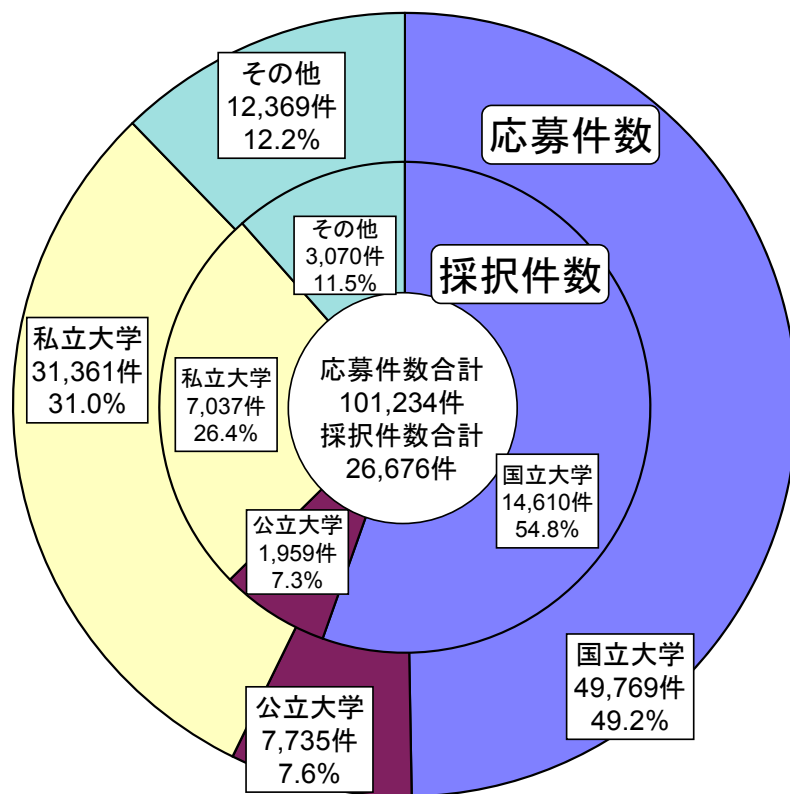
(注3) 「国際共同研究加速基金(国際活動支援班)」の配分状況は、「新学術領域研究(研究領域提案型)」に含めて計上。

(注4) 「新学術領域研究(研究領域提案型)」「学術研究支援基盤形成」、「特設分野研究」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化・帰国発展研究)」、特設分野研究基金」及び「特定奨励費」は除く。

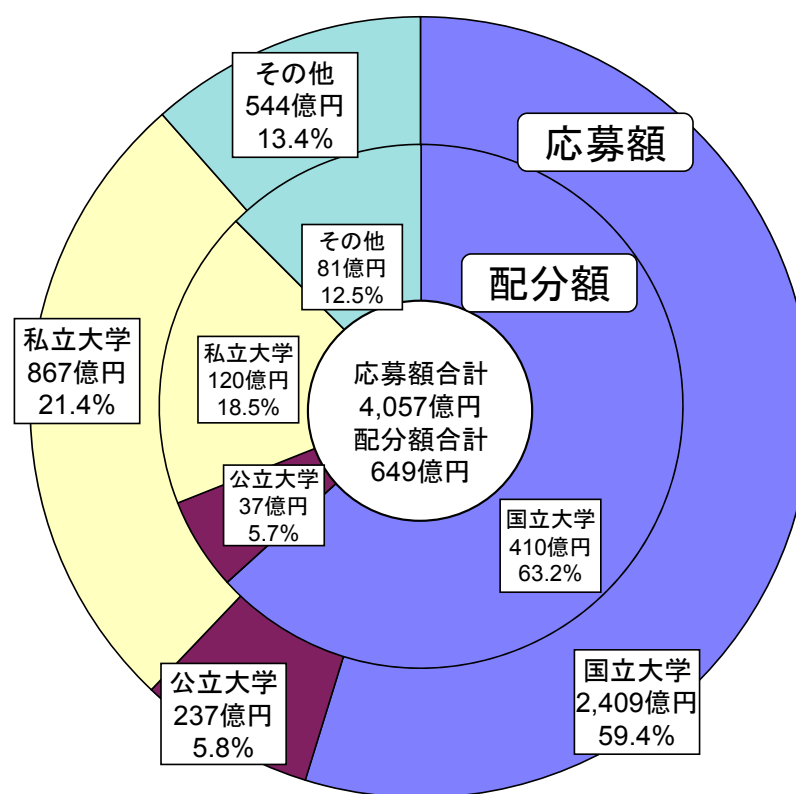
(注5) 奨励研究を除く「科学研究費」でみると、応募101,234件、採択26,676件、採択率26.4%、配分額(直接経費)64,875,300千円となる。

# 平成28年度の配分状況②(研究機関種別)(新規)

研究機関種別の応募件数・採択件数



研究機関種別の応募額・配分額(直接経費)

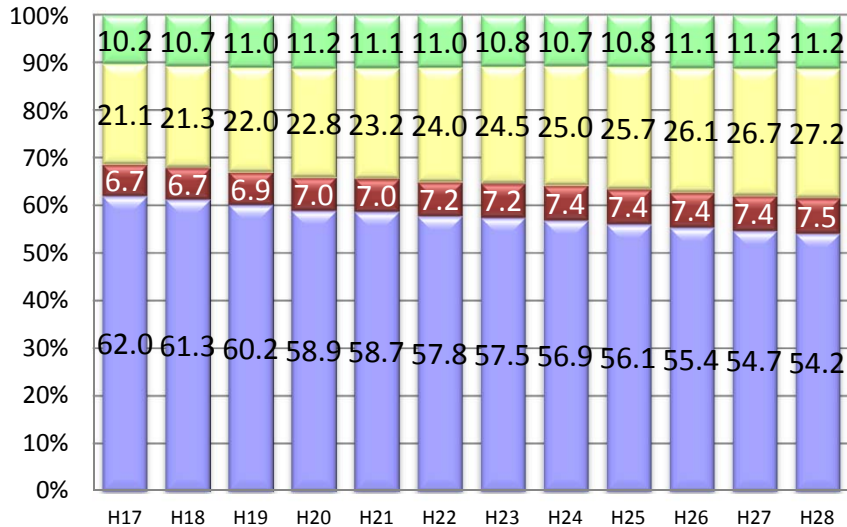


(注) 上記円グラフは、奨励研究を除く「科学研究費」により集計している。

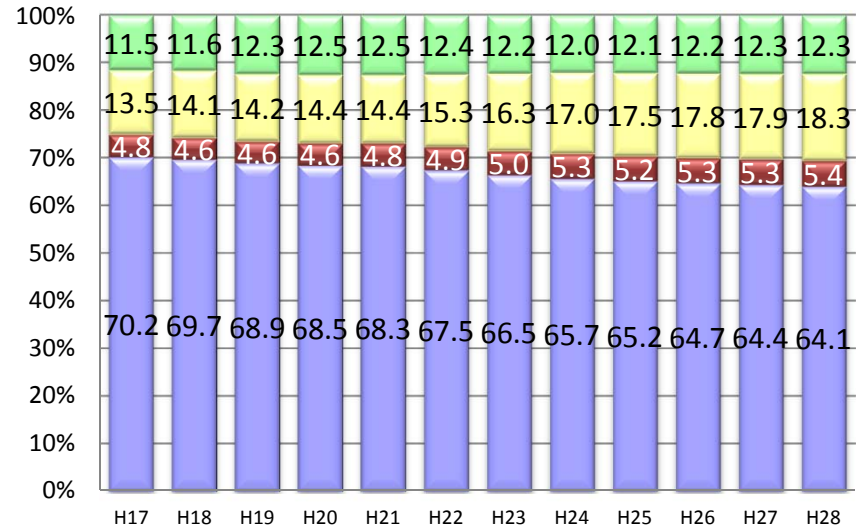
# 科研費の配分状況③(研究機関種別)

文科省ホームページ「科学研究費補助金 配分結果」より

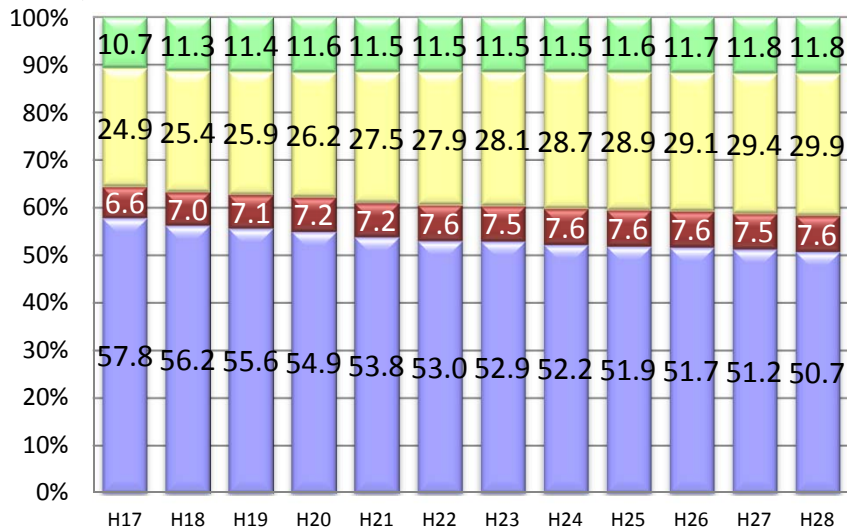
○ 採択件数(新規+継続)



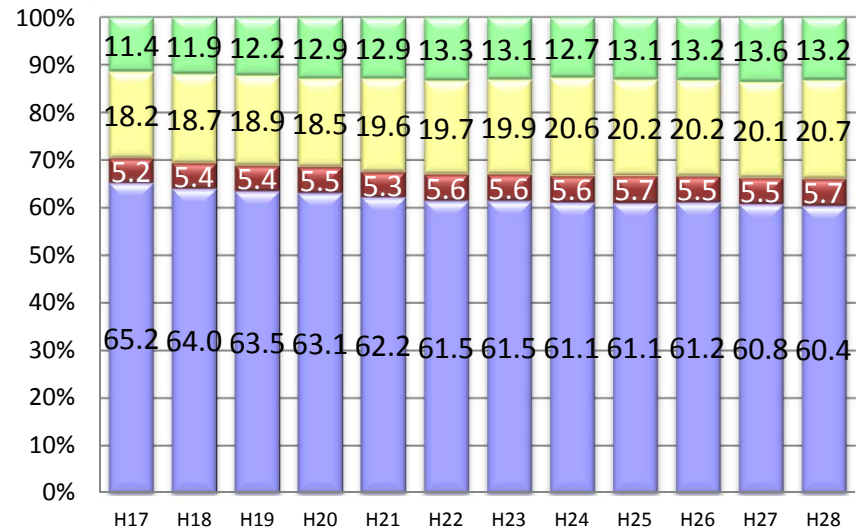
○ 配分額(直接経費)(新規+継続)



○ 応募件数(新規+継続)



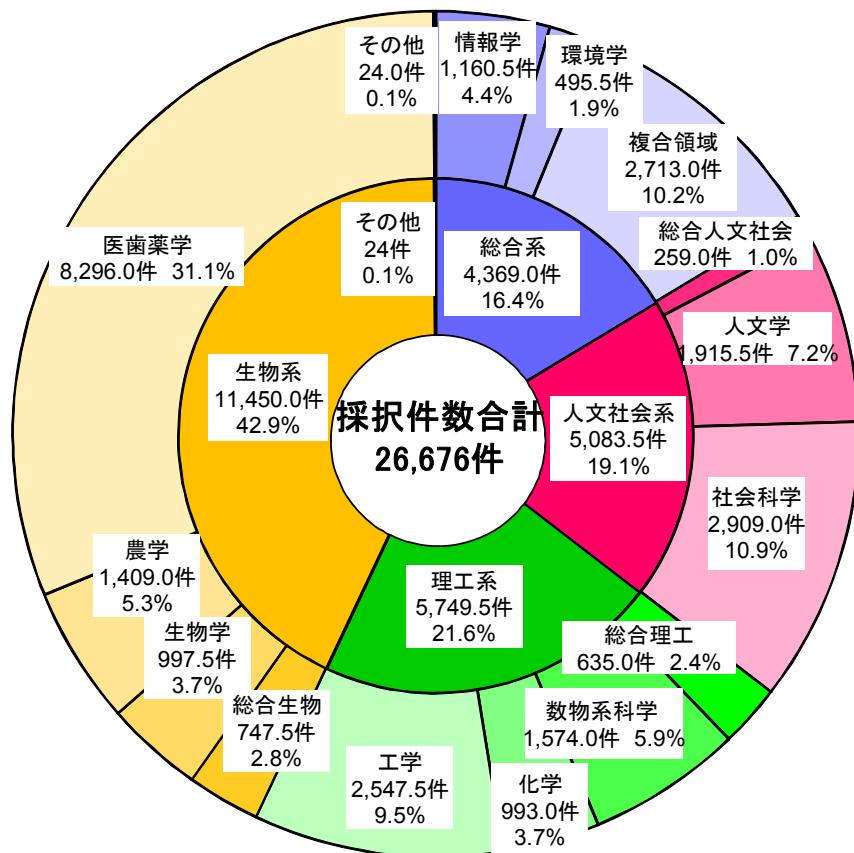
○ 応募額(直接経費)(新規+継続)



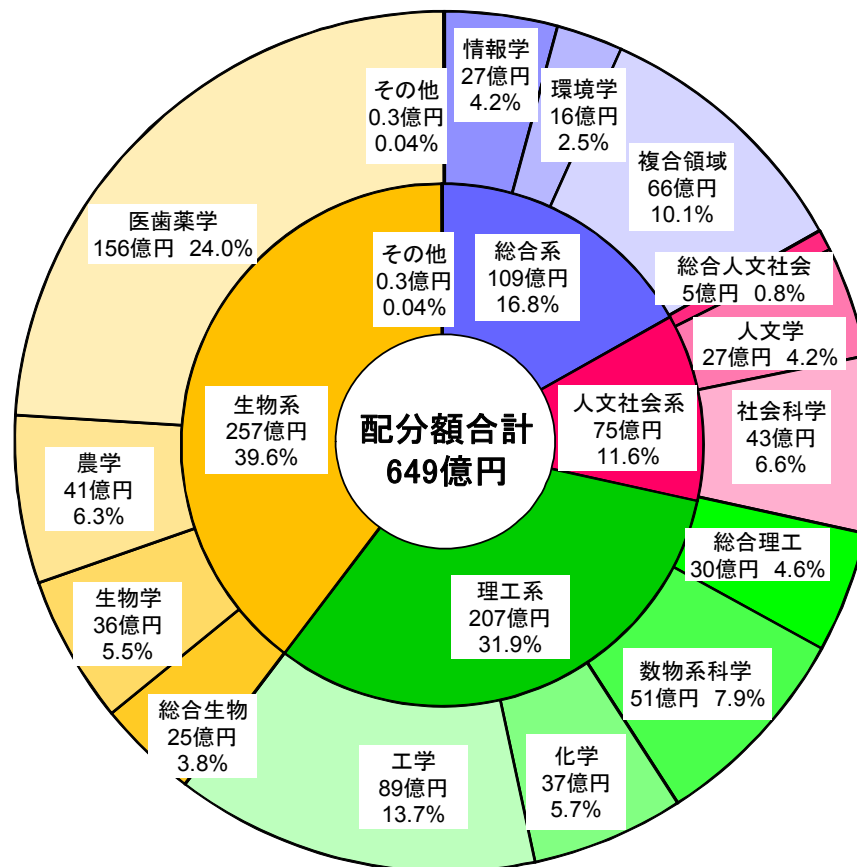
■ 国立大学 ■ 公立大学 ■ 私立大学 ■ その他

# 平成28年度の配分状況④(研究分野別)(新規)

## 系別の採択件数

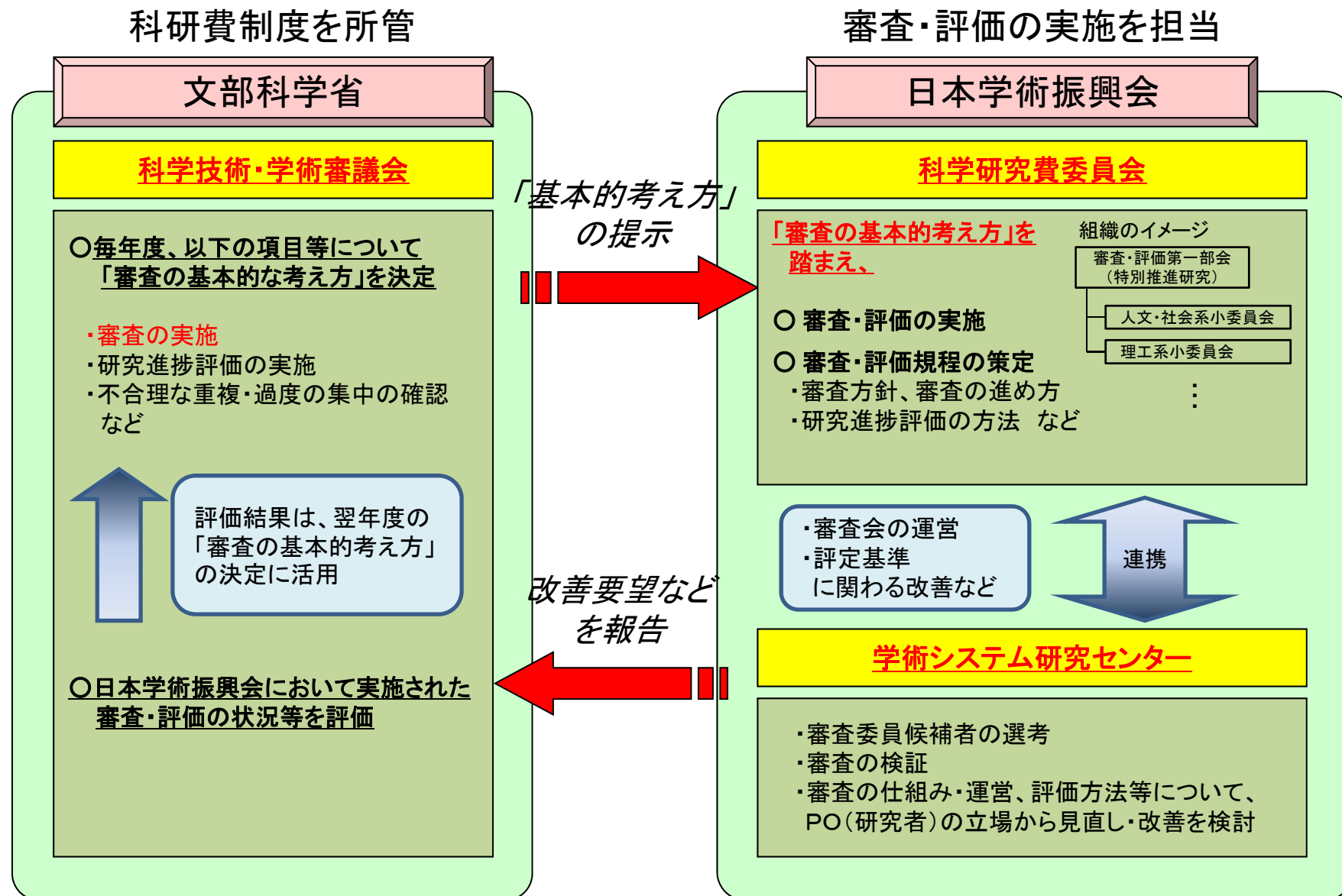


## 系別の配分額(直接経費)



(注) 上記円グラフは、奨励研究を除く「科学研究費」により集計している。  
 なお、若手研究(B)の採択課題で審査希望分野として二つの細目を選択したものについては、  
 件数、配分額は按分して集計している。

# 科研費審査・評価の改善の仕組み

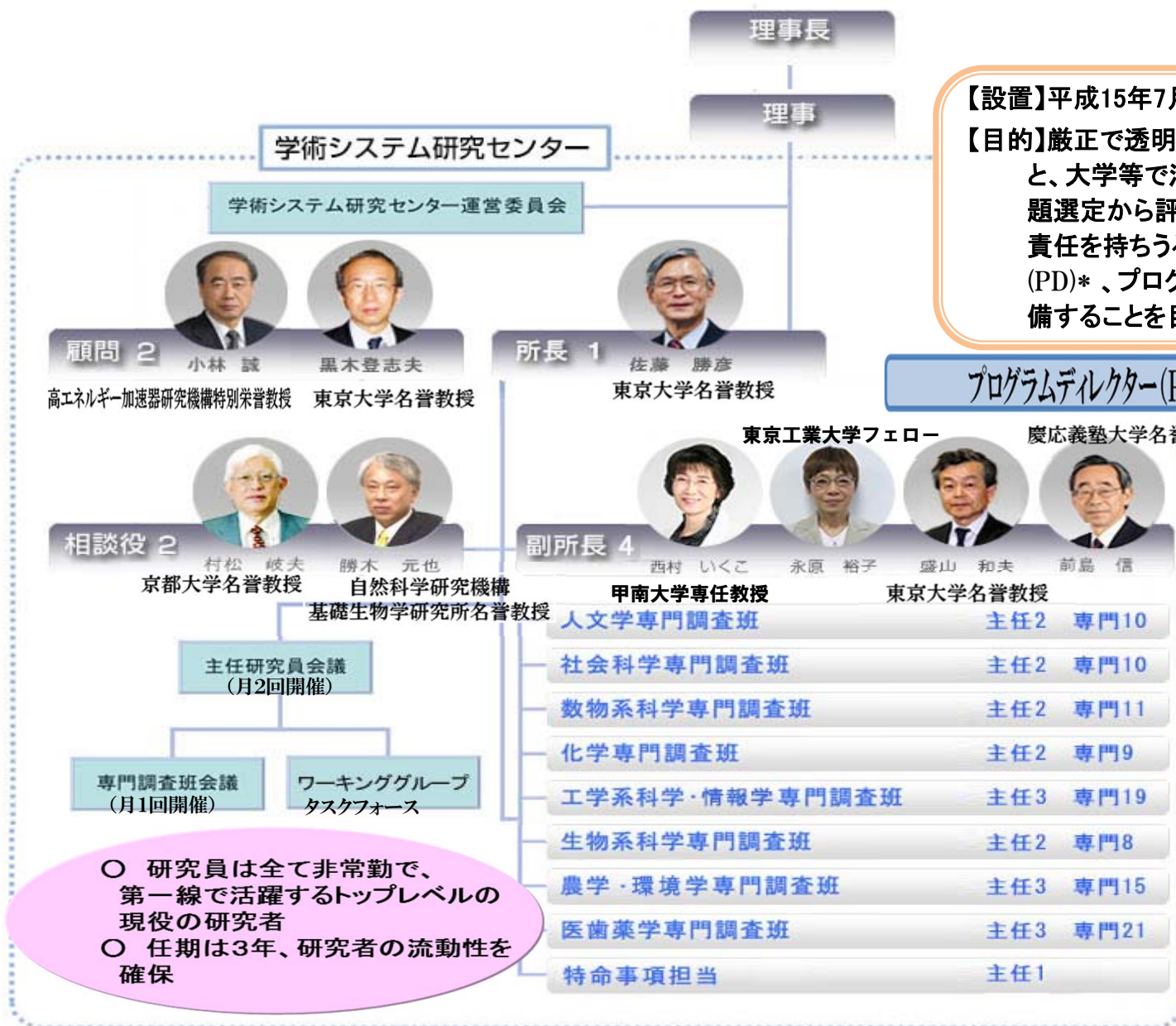


# 学術システム研究センターの組織

平成29年4月1日現在

【設置】平成15年7月

【目的】厳正で透明性の高い評価システムの確立と、大学等で活躍する第一線級の研究者が課題選定から評価・フォローアップまで一貫して責任をもちうるプログラムディレクター (PD)\*、プログラムオフィサー (PO)\*制度を整備することを目的として設置。



\*PD: 所長、副所長、相談役 計7名による構成。研究者としての経歴を有し、競争的資金の制度とその運用について統括する立場にある者

\* PO: 主任研究員20名、専門研究員103名による構成。研究者としての専門的な見識と知見に基づいて、審査や評価等の業務を行う者

- 研究員は全て非常勤で、第一線で活躍するトップレベルの現役の研究者
- 任期は3年、研究者の流動性を確保

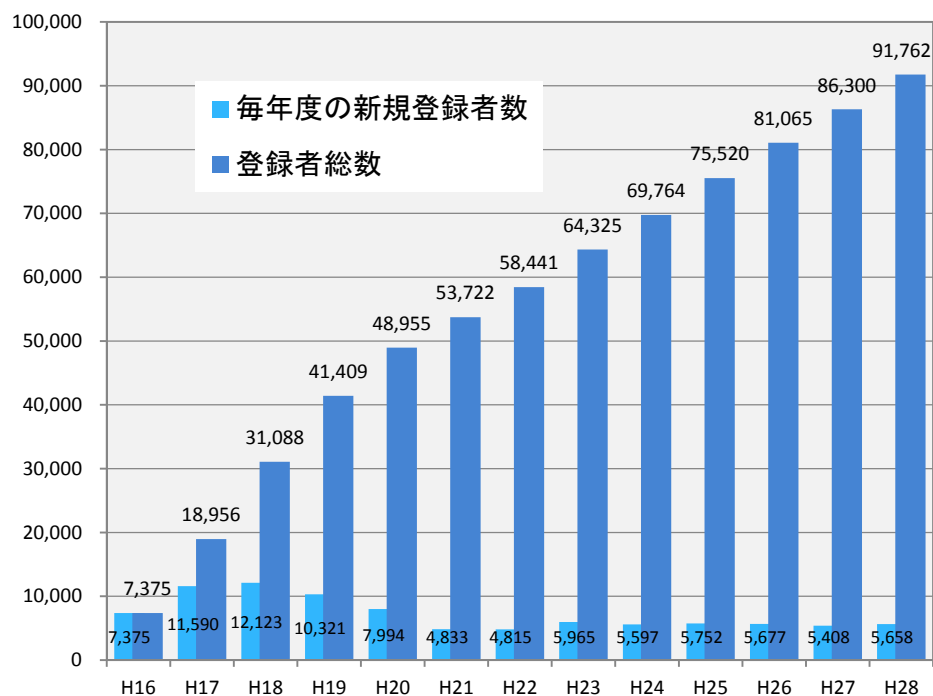
# 審査委員候補者データベース

## 「審査委員候補者データベース」の概要

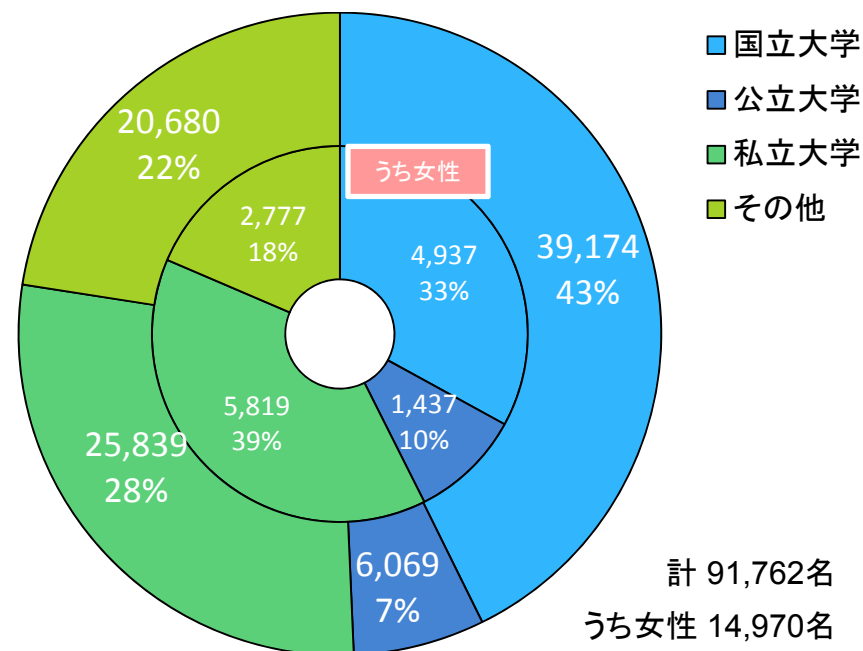
- 平成16年度から整備: 科研費の研究代表者等を毎年登録
- 科研費の研究代表者……大型の研究種目の研究代表者から順次登録  
平成19年度には、平成15年度以前の研究代表者も登録
- データベースに登録している研究者の方  
……年一回、ご本人によるデータの確認・更新を依頼

※ データの確認・更新は、より適切な審査委員を選考するため大変重要(通年で更新が可能)

### 1. 登録者数の推移



### 2. 機関別の登録者数



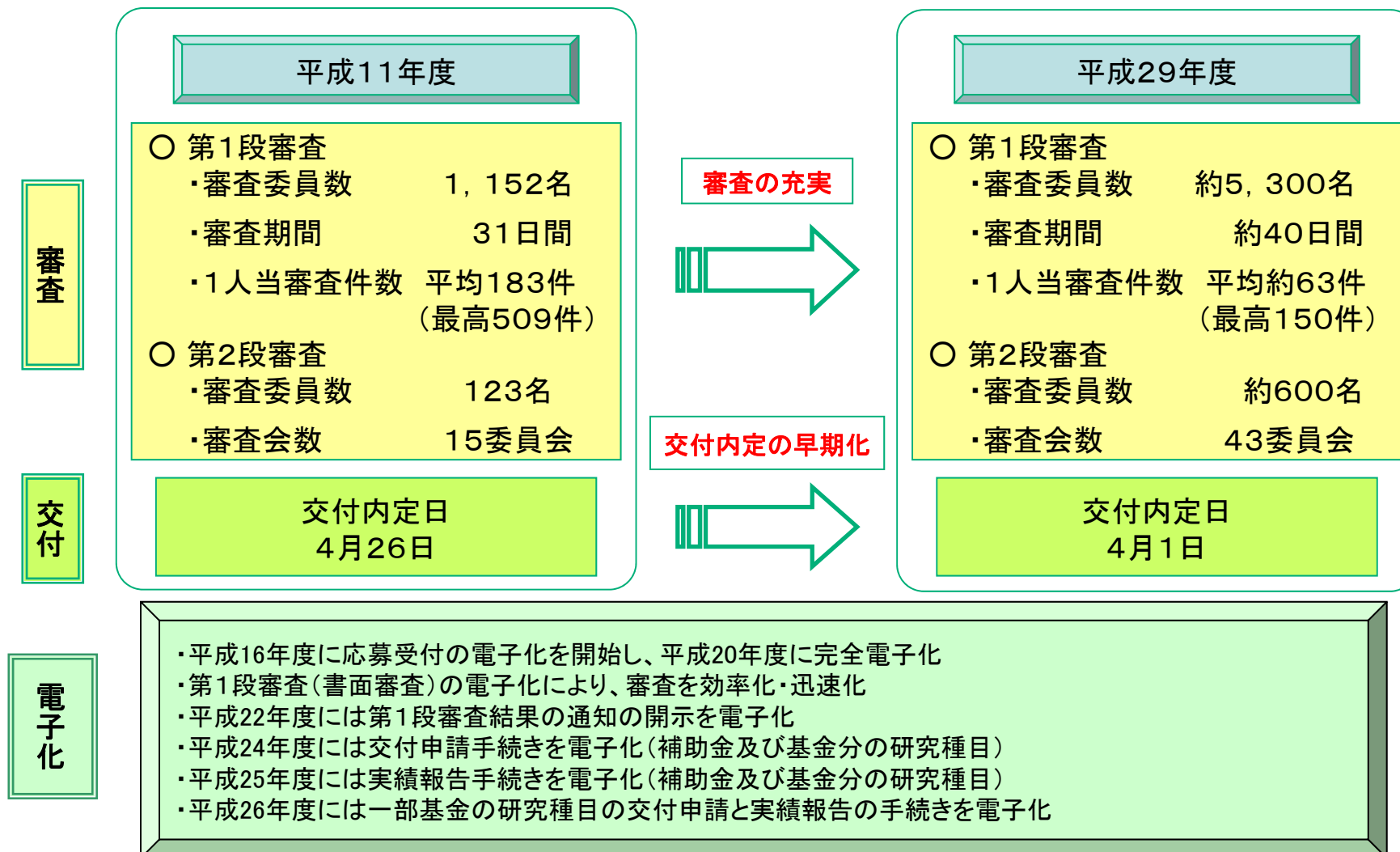
計 91,762名  
うち女性 14,970名



# (参考) 日本学術振興会への審査・交付業務の移管

## 〈審査・交付に関する平成11年度新規採択分と平成29年度新規採択分の比較〉

○ 平成11年度より日本学術振興会への移管が始まりましたが、資金配分機関としての機能の強化を図ることにより、審査体制の充実、交付内定の早期化など、大きな改善がありました。



※ 平成29年度日本学術振興会審査種目のうち、「基盤研究(A・B・C)」、「若手研究(A・B)」について記載。

# 各種情報の公開

- **審査委員、審査・評価規程等の公開**

JSPS科研費HPの「審査・評価について」に審査委員名簿、審査・評価規程、審査の手引き等を掲載

[http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01\\_seido/03\\_shinsa/index.html](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html)

- **学術システム研究センター研究員の公開**

JSPS学術システム研究センターHPに掲載

<http://www.jsps.go.jp/j-center/index.html>

- **応募採択状況等の公開**

JSPS科研費HPの「科研費データ」に応募・採択の状況等を掲載

[http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27\\_kdata/index.html](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/index.html)

- **採択課題等の公開**

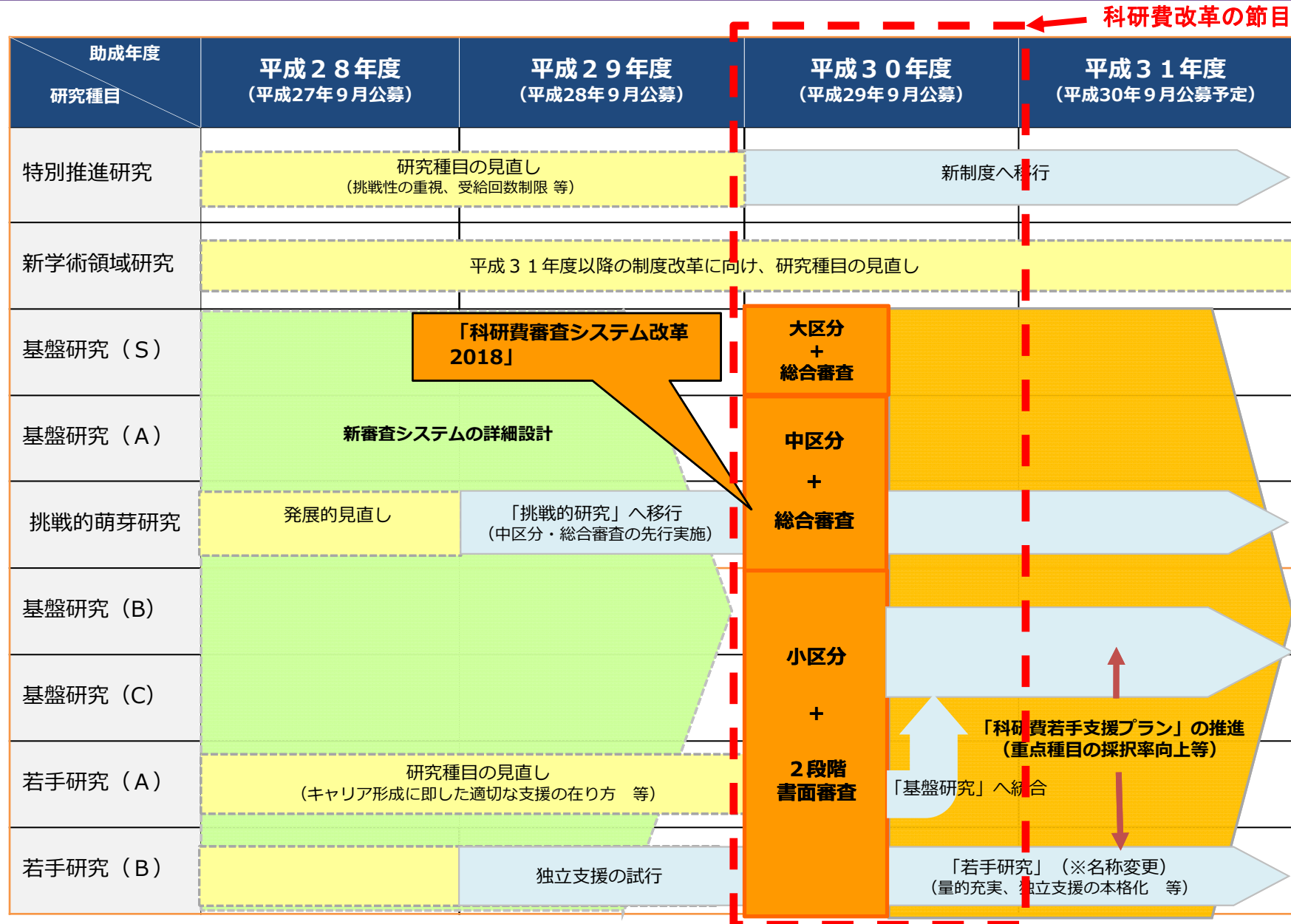
国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)で、採択課題、研究実績報告、研究成果報告等を公開

<https://kaken.nii.ac.jp/>

平成30年度公募・審査の変更点  
(審査システム改革2018を中心に)

# 科研費改革の見通し

－審査システム・研究種目の見直し等－



注) 人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目(「特別推進研究」、「新学術領域研究」)の審査区分は基本的に現行どおり。

# 「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、  
多様かつ独創的な学術研究を振興する

## 現行の審査システム（平成29年度助成）

### 最大400余の細目等で 公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の  
「基盤研究（C）」はキーワードにより  
さらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究（S）
基盤研究（A）
（B）
（C）
若手研究（A）
（B）

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」  
を廃止

新たな審査システムへ移行

## 新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募予定）～

### 大区分（11）で公募・審査 中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

### 中区分（65）で公募・審査 小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）

挑戦的研究

### 小区分（306）で公募・審査 これまで醸成されてきた多様な 学術に対応する審査区分

基盤研究（B）  
（C）

若手研究

### 「総合審査」方式－より多角的に－

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。

※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることができる。
- ・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

### 「2段階書面審査」方式－より効率的に－

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm)

# 新たな審査区分の例

大区分A	
中区分1：思想、芸術およびその関連分野	
小区分	
01010	〔哲学および倫理学関連〕 哲学一般、倫理学一般、西洋哲学、西洋倫理学、日本哲学、日本倫理学、応用倫理学 など
01020	〔中国哲学、印度哲学および仏教学関連〕 中国哲学思想、インド哲学思想、仏教思想、書誌学、文献学 など
01030	〔宗教学関連〕 宗教史、宗教哲学、神学、宗教社会学、宗教心理学、宗教民俗学、神話学、書誌学、文献学 など
01040	〔思想史関連〕 思想史一般、西洋思想史、東洋思想史、日本思想史 など
01050	〔美学および芸術論関連〕 芸術哲学、感性論、各種芸術論 など ～(中略)～
大区分B	
中区分11：代数学、幾何学およびその関連分野	
小区分	内容の例
11010	〔代数学関連〕 群論、環論、表現論、代数的組み合わせ論、数論、数論幾何学、代数幾何、代数解析、代数学一般 など
11020	〔幾何学関連〕 微分幾何学、リーマン幾何学、シンプレクティック幾何学、複素幾何学、位相幾何学、微分位相幾何学、低次元トポロジー、幾何学一般 など
中区分12：解析学、応用数学およびその関連分野	
小区分	
12010	〔基礎解析学関連〕 函数解析学、複素函数論、基礎解析学一般 など 用素環論、代数解析、表現論、
12020	〔数理解析学関連〕 函数方程式論、実解析、力学系、変分法、非線形解析、応用解析一般 など

**いくつかの小区分により中区分を設定**  
その内容は小区分の内容で示す  
**中区分の説明**  
「xxおよびその関連分野」とすることで固定されたものでないことを明示

**小区分は番号**  
**小区分の説明**  
・「xx関連」とすることで固定されたものでないことを明示  
・「内容の例」は小区分の内容を理解する助けとするためのもの  
・あくまで例示のため、ここに掲げられていない内容の応募を排除するものではない

**大区分名は記号**  
**いくつかの中区分により大区分を設定**  
その内容は小区分、中区分の内容で示す

# 「総合審査」の導入

総合審査： 書面審査委員と合議審査委員は同一

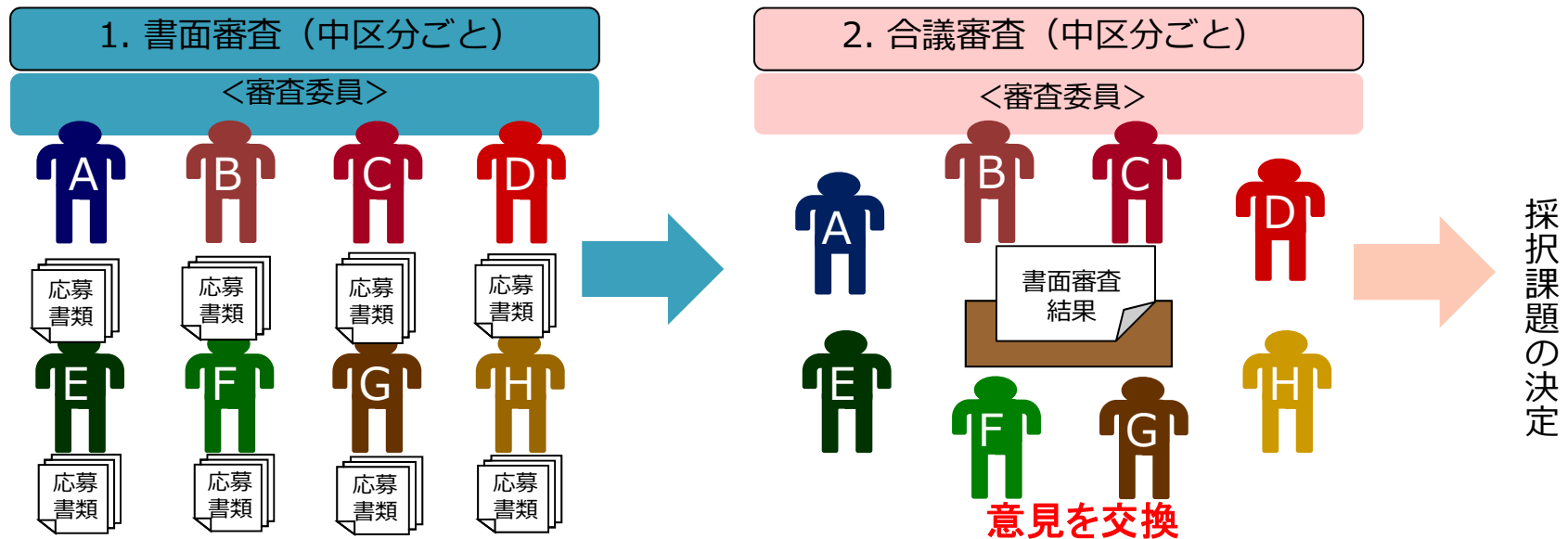
1. 書面審査で応募書類を読み評価
2. その結果を持ち寄り、合議により採択課題を決定  
(1件1件について応募課題を議論し、議論に基づいて採否を決める)

※特設分野研究ですでに実施、平成29年度公募より挑戦的研究で先行実施

専門性を保ちつつ、より幅広い分野の審査委員による多角的な視点からの評価が可能

→ 基盤研究(S・A)、挑戦的研究に導入

## ●総合審査の審査イメージ



【審査委員の総合審査への理解の向上に関する取組】

- ・総合審査では幹事が重要な役割を担うため、幹事に対して説明会を実施
- ・総合審査の趣旨を全ての審査委員が理解できるようマニュアルを作成し、審査の前に電子申請システム上で必ず確認

# 総合審査：「基盤研究（S・A）」

## 審査方法

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。  
なお、「基盤研究（S）」では専門分野が近い研究者が作成する審査意見書を書面審査及び合議審査で活用するとともにヒアリング審査を行う。

## 審査委員数

6～8名

## 評点分布等

### 【書面審査】

4段階の相対評価：S（10%）、A（10%）、B（10%）、C（70%）

### 【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

## 審査結果の開示

おおよその順位と「審査結果の所見」を開示



# 「2段階書面審査」の導入

「総合審査」は、応募件数が多い種目では直ちに実施することは困難

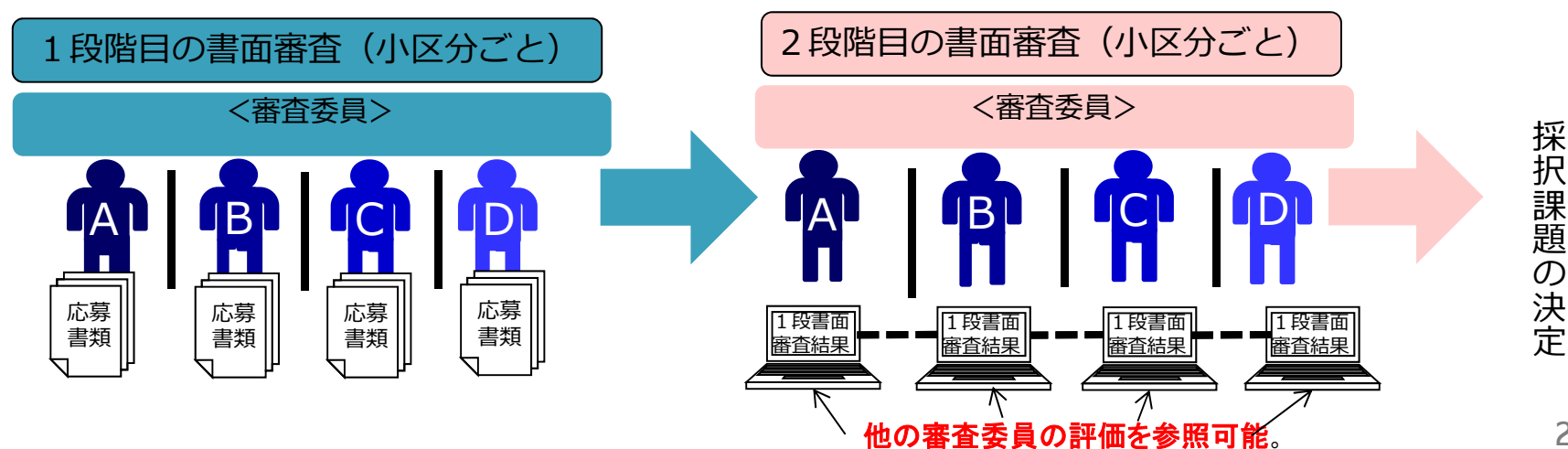
「2段階書面審査」を導入： 同一審査委員が書面審査を2回行う。

1. 書面審査で応募書類を読み評価を付ける。
2. それを集計し、採否のボーダー付近の課題について他の審査委員の意見も参考に再評価。その結果により採否を決定。  
合議審査は行わない。

他の審査委員の意見を参考にした慎重な評価、審査の効率化

→ 基盤研究(B・C)、若手研究に導入

## ●2段階書面審査の審査イメージ



## 2段階書面審査：「基盤研究（B・C）」 「若手研究」

### 審査方法

審査委員が各研究課題について、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり書面審査を行う。

### 審査委員数

基盤研究（B）：6名  
基盤研究（C）、若手研究：4名

### 評点分布

#### 【1段階目の書面審査】

4段階の相対評価：4（10%）、3（20%）、2（40%）、1（30%）  
（各評定要素は4段階の絶対評価）

#### 【2段階目の書面審査】（採否のボーダーラインの課題を対象）

4段階の相対評価：A（採択予定件数の1/3）、B（同左）、C（同左）、D（残り）

※2段階目の対象について、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮

### 審査結果の開示

おおよその順位、各評定要素の素点（平均点）、「定型所見」を開示

# (参考) 科研費審査システム改革2018について―抜粋―

## 【改革にあたっての基本姿勢】

学術研究は、多様な「知」の創造を目指すものである。また、「知」の限界に挑み、未踏の分野を開く営みは、研究者自身の自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく知的創造力を最大限に発揮することによってのみなし得るものである。したがって、何ものにも束縛されない発想の自由こそが、学術研究の基本である。

学術研究に取り組む人材の多くは、科学研究費助成事業(科研費)によって育てられている。さらに科研費によって支援された研究成果は、我が国のみならず、全人類の「知の創造と蓄積」とに大きく貢献している。それはなによりも、科研費制度が研究者自身の知的創造力を最も重要な要素として尊重してきたからに他ならない。

科研費の審査にあたっては、提案の創造性、独自性、実行可能性を判断しなければならない。したがって、学術研究の現場で切磋琢磨し「知の創造」の最前線を知る研究者が審査、評価するシステム(ピアレビュー)が、学術研究審査の世界標準となっている。

科研費の審査は、「系・分野・分科・細目表」(細目表)に基づいて行われている。この細目表は、本来、科研費の審査区分を示すものであり、大学の学科や学会の分野などに基づいているものではない。しかし、学術の分類を示すものであるかのような誤解が一部に存在する。細目表が科研費の審査区分であることを明確にするために、現行の細目表を廃止し、科研費の新たな審査区分表を作成することとした。

新たな審査区分表の作成にとともに、研究種目に応じた審査方式の見直しを行うこととした。

この改革は、科研費の審査制度の不断の改善の一環である。したがって、一定期間後の再評価とともに、学術動向や研究環境の変化に応じて、適切に改革を進めるべきことを付け加える。

### ―改革の骨子―

個人の自由な発想に基づく多様な学術研究の一層の振興を図る観点から、科研費の審査をより適切にするために、以下のように科研費審査システムの見直しを行った。

- 平成30年度科研費(平成29年9月に公募予定)からの審査は、「小区分・中区分・大区分」で構成される新しい審査区分で行う。それに伴い、現行の細目表は廃止する。
- 基盤研究(B,C)、若手研究(B)および挑戦的萌芽研究の審査は306の「小区分」で行い、「2段階書面審査」により採否を決定する。
- 基盤研究(A)および若手研究(A)の審査は65の「中区分」で行い、「総合審査」により採否を決定する。
- 基盤研究(S)の審査は11の「大区分」で行い、「総合審査」により採否を決定する。
- これらは、学術の振興のための科研費審査システムの改革の第一歩であり、不断の改善を継続する。

# 科研費の審査について

○応募者は、自ら研究課題を設定し、その背景や経緯、国内外での位置付け、新規性、独自性、創造性や研究計画などを具体的に記述する

「建設的相互批判の精神」に則ったピアレビュー



## ■ 応募者の研究計画を尊重する

応募者がどのような研究を行おうとしているのかを、調書に沿って理解し、審査する

## ■ 審査は研究計画調書に沿って行う

研究計画調書の内容に沿って、研究計画の長所(強い点)と短所(弱い点)を見極め、新規性、独自性、創造性および実行可能性等を評価する

## ■ 合議審査ではお互いの意見に対して率直に議論する

自身の意見を説明するにとどまらず、他の審査委員の意見を掘り下げて、お互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで十分に行なった上で評価する

# 「基盤研究（A・B・C）」研究計画調書の記載内容①

従前の調書の記載事項に重複感があるといった指摘等を踏まえ、記載内容が重複しないよう簡潔化（応募者の利便性向上のため、様式上の罫線も削除）

## 応募者が行いたい研究の全体像を記述する欄

### 「1. 研究目的、研究方法など」欄

本研究計画調書は「中区分」の審査区分で審査されます。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（公募要領111頁参照）を参考にしてください。

本欄には、本研究の目的と方法などについて、4頁以内で記述してください。

冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、(1)本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2)本研究の目的および学術的独自性と創造性、(3)本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、について具体的かつ明確に記述してください。

本研究を研究分担者とともに行う場合は、研究代表者、研究分担者の具体的な役割を記述してください。

**（概要） ※10行程度で記述してください。**

## 審査委員が研究計画についてより理解を深めるため当該研究の特色を記述する欄

### 「2. 本研究の着想に至った経緯など」欄

本欄には、(1)本研究の着想に至った経緯、(2)関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、(3)これまでの研究活動、(4)準備状況と実行可能性、について2頁以内で記述してください。

「(3)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めても構いません。

「これまでの研究活動」では、以下のような事項も記述可能。

- 産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得による中断など、研究を中断していた期間の説明。
- 成果に繋がった例や、成果に繋がらなかったものの新しい問題を発掘できた場合など。

## 「基盤研究（A・B・C）」研究計画調書の記載内容②

### 「3. 研究代表者および研究分担者の研究業績」欄

本欄には、研究代表者、研究分担者がこれまでに発表した論文、著書、産業財産権、招待講演のうち重要なものを選定し、現在もしくは過去から発表年次の順に、通し番号を付して2頁以内で記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限りです。

学術誌論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）を記入してください。以上の項目が記入されていれば、各項目の順序の入れ替えや、著者名が多数の場合、主な著者名のみ記入しその他の著者を省略することは問題ありません。なお、省略する場合は、省略した員数と、研究代表者、研究分担者が記載されている順番を○番目と記入してください。

研究代表者には二重下線、研究分担者には一重下線を付してください。

#### 【変更点】

- 従前の様式では、過去5年の業績を中心に応募課題に関連するものについて記載を求めていたことを改め、応募課題に関連するものに限らず、また発表年に関わらず、応募者にとって重要と考える業績を記入できるように変更。
- 従前の様式では、必要に応じて記入できるとしていた連携研究者の業績については記入しない。

### 「4. 人権の保護および法令等の遵守への対応」欄

### 「5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記入事項」欄



特段の変更なし

# 「基盤研究（A・B・C）」研究計画調書の記載内容③

応募者の利便性向上を図るため、「6.研究費とその必要性」欄、「7.研究費の応募・受入等の状況」欄については、ワードによる作成を改め、科研費電子申請システム上で入力するよう変更。

## 「6. 研究費とその必要性」欄

【研究経費とその必要性(千円未満の端数は切り捨てる)】

本欄には、各経費の明細およびその必要性・精算根拠について、研究計画調書(添付ファイル項目)を踏まえ入力等してください。また、本研究のいずれかの年度において、各費目(設備備品費、旅費、人件費・謝金)が全体の研究経費の90%を超える場合及びその他の(消耗品費、その他)の費目で、特に大きな割合を占める経費がある場合には、当該経費の必要性(内訳等)を記載してください。  
入力に当たっては、研究計画調書(Web入力項目)作成・入力要領を参照してください。

研究経費と使用内訳は、各経費の明細の入力内容から自動で計算されます。各経費の明細の入力が全て完了したら、再計算ボタンをクリックしてください。

年度	研究経費 (千円)	使用内訳(千円)				
		設備備品費	消耗品費	旅費	人件費・謝金	その他
平成30年度	0	0	0	0	0	0
平成31年度	0	0	0	0	0	0
平成32年度	0	0	0	0	0	0
平成33年度	0	0	0	0	0	0
平成34年度	0	0	0	0	0	0
総計	0	0	0	0	0	0

直接経費の入力単位は千円単位となっていることに注意。

年度	品名・仕様	設置機関	数量	単価	金額
削除			0		0
削除			0		0
削除			0		0
追加					
合計					0

年度	事項	金額
削除		0
削除		0
削除		0
追加		
合計		0

数量、単価、金額を入力し、「再計算」をクリックすると金額が自動計算され、研究経費や使用内訳に反映。

「設備備品費」「消耗品費」を計上する場合には、その必要性について必ず入力。

設備備品費、消耗品費の必要性

(500字以内。英文(半角)の場合(1000字以内、改行は3回まで入力可。上記の必要性等について、必ず入力してください。)

入力文字数: 0文字

画面を表示してから29分経過

一時保存

# 「基盤研究（A・B・C）」研究計画調書の記載内容④

## 「6. 研究費とその必要性」欄(続き)

The screenshot shows a web-based form for entering research expenses. It is divided into four sections: Domestic Travel (国内旅費), Foreign Travel (外国旅費), Personnel Fees (人件費・謝金), and Others (その他). Each section has a table with columns for 'Year' (年度), 'Item' (事項), and 'Amount' (金額). The 'Amount' column contains input fields with a '0' and a red asterisk. A '再計算' (Recalculate) button is located above each table. A '追加' (Add) button is at the bottom left of each table, and a '削除' (Delete) button is at the top left of each table. A large text area at the bottom is labeled '旅費、人件費・謝金、その他の必要性' (Necessity of travel, personnel fees, etc.).

事項を追加したい場合は「追加」をクリック。反対に入力後に削除したい場合は「削除」をクリック。

※該当がなく入力しなかった場合、出力PDFでは「0円」で表示される。

金額を入力し、「再計算」をクリックすると、金額が自動計算され、研究経費や使用内訳に反映。

「旅費」「人件費・謝金」「その他」を計上する場合には、その必要性について必ず入力。





# 「基盤研究（S）」 「若手研究」の研究計画調書等

## 研究計画調書関係

### 1. 基盤研究（S）

●基盤研究（A・B・C）の研究計画調書の内容に加え、従前と同様に以下の内容の記述も求める。

「研究目的、研究方法など」欄：基盤研究（A）にも応募している場合は基盤研究（A）との相違点  
「研究経費とその必要性」欄：主な現有設備の内容と専用・共用の別（科研費電子申請システム上での入力）

●研究業績についても、従前と同様に研究代表者、研究分担者ごとに「研究者調書」として記述。

### 2. 若手研究

●基盤研究（A・B・C）の研究計画調書の内容と同様。

ただし「これまでの研究活動」については独立して欄を設けている。

## 基盤研究（S）の対象、応募総額等

	平成29年度公募まで	平成30年度公募以降
対象	これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させる一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画	独創的、先駆的な研究を格段に発展させる一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画
応募総額	5,000万円以上 2億円程度まで	5,000万円以上 2億円以下
研究期間	原則として5年間 （定年等により退職し、研究機関を離れることが予想される場合等には、例外として、3年間又は4年間の研究期間も可）	原則として5年間 （定年等により退職し、研究機関を離れることが予想される場合等には、例外として、3年間又は4年間の研究期間も可）

# 「基盤研究（S・A・B・C）」 「若手研究」の評定要素

## (1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。

## (2) 研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

## (3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

## (4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

# 科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について

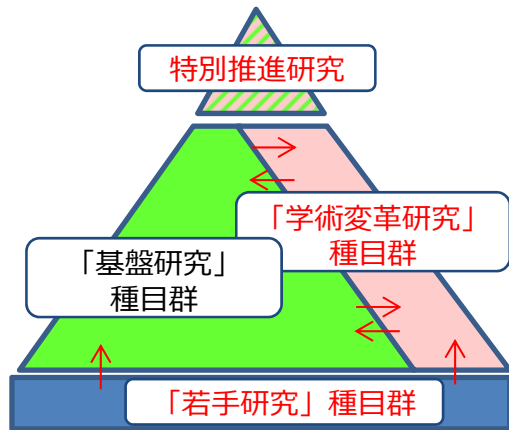
(平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

## 1. 日本の研究をめぐる危機

- 我が国の学術研究にとって、**新たな知の開拓に挑む「挑戦性」の追求が最重要課題。**
  - しかし、近年、以下のような問題が顕在化。
    - ・ 研究者の自由な**ボトムアップ研究をめぐる環境が劣化**（基盤的経費の縮減、研究時間の減少など）。
    - ・ 短期的な成果を目指した研究が増加する一方、**長期的視点に立った挑戦的な研究が減退。**
    - ・ 軌を一にして、日本の論文生産の順位などにおける存在感の低下（過去10年でTop10%論文数 4位→10位）。
- ⇒ **学術研究を支える唯一の競争的資金である科研費により、**学術の枠組みの変革・転換を志向する挑戦的な研究を積極的に支援。**** 学問の「たこつぼ化」を是正する**審査システム改革との一体的な見直し**を推進。

## 2. 研究種目の見直し

- 「基盤研究」種目群を基幹としつつ、相補的な**「学術変革研究」種目群等を再編・強化し、新たな体系へ。**
- **各種目の性格に応じた採択率・充足率のバランスを確保。**



## 3. 今後の検討課題

- 分野間の資源配分や審査負担の在り方について検討。
- 「新学術領域研究」の見直しについて平成32年度助成を目標に検討。

### (1) 「挑戦的萌芽研究」の見直し

- 学術に変革をもたらす大胆な挑戦を促すため、現行の「挑戦的萌芽研究」（～500万円）を発展させ、**より長期的かつ大規模な支援を可能化。**
- ⇒ **新種目「挑戦的研究」（～2000万円）を創設。**【平成29年度助成から】
- …論文等の実績よりも**アイデアの斬新性等を重視。**
  - …大括り化した審査区分の下、**合議を重視した「総合審査」を先行実施。**
  - …真に挑戦的な**研究課題を厳選、その実行を担保する十分な資金を配分。**
  - …計画の柔軟な変更を可能とするため、**基金制度を適用。**

### (2) 「若手研究」の見直し等

- オープンな場での切磋琢磨を促すため、大型の**「若手研究（A）」を「基盤研究」に統合。**【平成30年度助成から】
- 若手の基盤形成を幅広く支援するため、小型の**「若手研究（B）」を充実。**
- **研究者としての独立に必要な研究基盤整備のため、所属機関と連携した重点支援の仕組みを新設。**
- 「若手研究」の応募要件を博士号取得後**8年未満の者**に変更。
- 上記の取組を中心に**「若手支援プラン」を策定。**

### (3) 「特別推進研究」の見直し

- 「挑戦性」を一層重視し、助成対象の**新陳代謝を促進**（同一研究者の複数回受給を不可に）。【平成30年度助成から】

## 「挑戦的萌芽研究」の見直し

- 「挑戦的萌芽研究」を発展的に見直し、「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の公募を平成29年度助成（平成28年9月公募）から開始する。

【参考】平成28年度「挑戦的萌芽研究」の助成実績 8,821件（100億円 ※直接経費）

名称	「挑戦的研究（開拓）」	「挑戦的研究（萌芽）」
対象	一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、 <b>斬新な発想に基づき</b> 、これまでにない新たな方式の創出など、 <b>学術の体系・方向の大きな変革・転換（トランスフォーマティブ・リサーチ）</b> を志向し、 <b>飛躍的に発展する潜在性を有する</b> 研究計画。	（同 左） ※ 探索的性質の強いもの、あるいは芽生え期のものを含む。
助成総額	500万円～2,000万円	～500万円
研究期間	3～6年間	2～3年間
採択件数	科研費全体の目標（採択率30%）にこだわらず、 <b>質を重視して件数を絞り込む。</b>	（同 左）
充足率	<b>応募額を最大限尊重して配分</b> （「基盤研究」種目群との相違を明確化）。	（同 左） ※ 応募額の100%を基本。
実績の扱い	論文等の <b>実績よりも発想の斬新性等を重視</b> 。ただし、所要の研究遂行能力の確認のため、関連情報の提供を要請。	（同 左）
審査方式	「中区分」に準じた区分による <b>総合審査</b> 。 ※ 応募件数が増えることが見込まれるため、プレスクリーニングが必要。	（同 左）
重複制限	<b>当面、現行の「挑戦的萌芽研究」の重複制限に準じて措置</b> ※ 新審査システムへの移行後、「基盤研究」種目群との役割・機能分担を適切に反映したものに <b>見直し</b> 。	（同 左）
評価方法・研究成果の把握	時間をかけて成果を把握する必要性を踏まえ、報告書の記載内容や提出時期等について検討。	（同 左）

# 総合審査：「挑戦的研究」

## 審査方法

審査委員が分担して事前の選考を行った上で、審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。（応募件数が少ない場合は事前の選考は実施しない。）

## 審査委員数

6～8名（事前の選考は3名で分担）

## 評点分布等

### 【事前の選考】

4段階の相対評価：4（10%）、3（10%）、2（10%）、1（70%）

### 【書面審査】（採択可能件数の2倍程度の課題を対象）

4段階の相対評価：S（採択可能件数の1/3）、A（同左）、B（同左）、C（残り）

### 【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

## 審査結果の開示

合議審査で不採択となった課題についておおよその順位と「審査結果の所見」を開示（事前の選考で不採択となった課題についてはおおよその順位を開示）

# 「挑戦的研究」の審査区分について

平成30年度公募より、中区分及び特設審査領域で公募・審査を実施。

「特設審査領域」は、とりわけ学術的要請の高いと思われる領域の研究に対して時宜を得た学術の振興を行うことを目的として、挑戦的研究の枠組の下、必要に応じて審査区分表とは別に時限設定される審査対象領域であり、平成30年度公募では以下の2つの特設審査領域を設定。

## 平成30年度公募において設定する特設審査領域

- 高度科学技術社会の新局面
- 超高齢社会研究

※ 応募総額、研究期間、重複制限は「挑戦的研究」と同様

※ 公募期間は平成30年度公募から3年度目（平成32年度公募）まで

※ 特設審査領域の採択者を対象とした「研究代表者交流会」を開催予定

# 「挑戦的研究」研究計画調書の記載内容①

## (開拓・萌芽)に共通した変更点(概要版)

【変更点】事前の選考では、概要版のみによる審査となることを踏まえ、別々に記載欄を設けていた各欄をひとつにまとめて「概要版」としての位置付けを明確化。

### 挑戦(開拓)－概要1

#### 研究計画調書の概要

本欄には、研究計画調書に記載した「研究目的及び研究方法」「挑戦的研究としての意義(本研究種目に応募する理由)」「応募者の研究遂行能力」について、その概要を2頁以内で簡潔にまとめて記述してください。

※本研究種目では本欄に研究計画調書(Web入力項目)の前半部分を加えた「研究計画調書(概要版)」のみによる事前の選考を行います(応募件数が少ない場合、事前の選考は行いません)。

## (開拓・萌芽)に共通した変更点(「挑戦的研究としての意義」欄)

【変更点】特設審査領域に応募する場合には、当該特設審査領域に合致する理由の記述も求める。

### 挑戦(開拓)－4

#### 挑戦的研究としての意義(本研究種目に応募する理由)

本研究種目は、これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する挑戦的研究を募集するものです。

本欄には、

- ① これまでの研究活動を踏まえ、この研究構想に至った背景と経緯
- ② 学術の現状を踏まえ、本研究構想が挑戦的研究としてどのような意義を有するかについて1頁以内で記述してください。

※特設審査領域に応募する場合は、③「本研究構想が当該特設審査領域に合致する理由」についても記述してください。



# 「挑戦的研究」研究計画調書の記載内容②

## (萌芽)のみに係る変更点(応募者の研究遂行能力)

**【変更点】** 概要版のみに記述を求めていた「応募者の研究遂行能力」について、研究目的及び研究方法を記述する欄に含めて記述を求める。

### 挑戦(萌芽) - 1

#### 研究目的及び研究方法、**応募者の研究遂行能力**

本研究種目は審査区分表の「中区分」ないし「特設審査領域」で審査されます。記述にあたっては広い分野構成で多角的視点から審査が行われることに注意してください。

本欄には、

- ① 本研究の目的
- ② その研究目的を達成するための研究方法(研究体制(「研究組織」にある研究者及び研究協力者のそれぞれの役割)を含む)
- ③ **応募者の研究遂行能力(これまでの研究活動の具体的な内容等。必要に応じて今回の研究構想に直接関係しないものを含めても構いません)**

について、2頁以内で焦点を絞って具体的かつ明確に記述してください。

# 「挑戦的研究」の評定要素

## (1) 挑戦的研究としての妥当性

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか、また、（萌芽）において探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画の場合には、「挑戦的研究」としての可能性を有するか。

### ※（開拓）の場合

- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。

### ※（萌芽）の場合

- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦的な課題の設定であるか。

## (2) 研究目的及び研究計画の妥当性

- ・研究計画は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。

## (3) 研究遂行能力の適切性

### ※（開拓）の場合

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行の前提となる研究施設・設備・研究資料等、研究環境の準備状況は適切か。

### ※（萌芽）の場合

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する遂行能力を有していると判断できるか。

## (4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。

## 「若手研究」の見直し等

以下の取組を中心とする「科研費若手支援プラン」を策定、実行

### 「若手研究（A）」の見直し

【参考】平成28年度助成実績 1,407件（65億円 ※直接経費）

- 39歳以下の研究者の採択率は、全研究者の採択率に比して高く、若手研究者は他の世代の研究者と十分に競っている状況。
  - ⇒ よりよい競争的な環境を形成するため、平成30年度助成（平成29年9月）から「若手研究（A）」（～2000万円）の新規公募を停止し、「基盤研究」種目群等による支援に移行。
  - ⇒ 経過措置（3年程度）として「基盤研究（B）」の審査において、若手研究者を優先的に採択する仕組みを導入。

### 「若手研究（B）」の充実

【参考】平成28年度助成実績 14,709件（153億円 ※直接経費）

- 「若手研究（B）」（～500万円）は、若手研究者が「基盤研究」等へ円滑にステップアップするために、実績と経験を積み、研究者としての基盤の形成を促進する種目という位置付けを明確化しつつ、他の種目に優先して採択率の確保・向上を図る（30%超）。
- 規模の大きい「基盤研究（B）」等への移行を促進するため、最終年度前年度応募の仕組みを弾力化。

### 若手研究者等の独立支援

- 研究室を主宰する研究者として研究活動を行おうとする際の当該所属機関による研究環境の整備が困難となっている状況。
  - ⇒ 所属機関による研究基盤整備計画の実施を条件とした、独立支援の仕組みを科研費の中に導入。
    - ※ 科研費の新規採択・交付を受ける者のうち、研究室の主宰者となる直前・直後の研究者に対して、所属機関が研究基盤整備を主体的に実施した後に、科研費の追加交付を可能とする制度。

### 支援対象の在り方

- 年齢基準（39歳以下）から、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに的確に応え、博士人材育成に資する観点から、「若手研究」の応募要件を博士号取得後8年未満の者に変更。
  - ※ 育児休業等の期間を特例として不算入。39歳以下の博士号未取得者も当面は対象（3年程度の経過措置）。

## 「若手研究」応募要件の変更点①

若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに的確に応えるため、従前の「39歳以下の研究者」という年齢制限から「博士の学位取得後8年未満の者」という学位取得後の年数による制限に変更。

### 【平成30年度公募における対象】

平成30年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の研究者（※）  
が一人で行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ計画。

なお、3年程度の経過措置として、平成30年4月1日現在で39歳以下の博士の学位を未取得の研究者が一人で行う研究計画も対象とする。

（※）平成30年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。

同一研究者の受給回数制限は、平成29年度公募までに「若手研究（S・A・B）」を受給した回数を含めて2回まで。

## 「若手研究」応募要件の変更点②

### 平成30年度公募における「若手研究」応募の可否

	39歳以下の研究者	40歳以上の研究者
博士の学位未取得者	○ (3年程度の経過措置期間)	× (注1)
博士の学位取得後8年未満	○	○
博士の学位取得後8年以上	× (注2)	× (注2)

(注1) 応募時に博士の学位を取得しておらず、平成30年4月1日までに博士の学位を取得する見込の者は応募可能。

※ただし、博士の学位を取得できなかった場合には、採択されても交付申請を辞退。

(注2) 博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を考慮すると、博士の学位取得後8年未満となる者は応募可能。

# 「若手研究」応募要件の変更に伴うシステム操作

## 「応募要件の確認」欄イメージ

若手研究に応募できる者は、次の者に限定しており、それ以外の者は応募できません。  
該当する応募要件を以下の選択肢から選択して[次へ進む]ボタンをクリックしてください。

(1) ~ (4) のいずれかを選択。

【(2) を選択した場合】  
博士号取得見込み年月、取得見込み研究機関を入力。

応募要件	
<input type="radio"/>	(1) 博士号取得後8年未満
<input type="radio"/>	(2) 博士号未取得であり、かつ、平成30年4月1日現在で40歳以上
<input type="radio"/>	博士号取得見込み年月 年 月取得見込み
	取得見込み研究機関
<input type="radio"/>	(3) 育児休業等の期間を除くと博士号取得後8年未満
	産休または育休期間1 年 月から 年 月
<input type="radio"/>	削除 産休または育休期間2 年 月から 年 月
	削除 産休または育休期間3 年 月から 年 月
	+追加
<input type="radio"/>	(4) 博士号未取得または博士号取得見込者であり、かつ、平成30年4月1日現

【(3) を選択した場合】産休または育休期間を入力。

### <除外期間のカウント例>

6か月の育児休業を3回取得している場合、2年度分（1年6か月→2年度）が除外される

▶ 次へ進む

キャンセル

# 「若手研究」最終年度前年度応募の対象の拡大

若手研究者の「基盤研究」等へのステップアップを促進する取組として、「基盤研究」のうち金額規模が大きい種目への挑戦に限り、4年以上の研究計画に限って可能となっている最終年度前年度応募の対象を3年の研究計画についても可能とする。

## 本取組による最終年度前年度応募の取扱い

	研究計画最終年度前年度に応募が可能な継続研究課題	左記の継続研究課題を基に新たに応募することができる研究種目
従前どおり	若手研究(A・B)の研究課題のうち、研究期間が4年の研究課題	基盤研究(S・A・B・C) (応募区分「特設分野研究」を除く。)
追加措置	若手研究(A・B)の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題	基盤研究(S・A・B) (応募区分「特設分野研究」を除く。)

※「若手研究」以外の研究種目（特別推進研究、基盤研究）の扱いは、従前と同様に「4年以上の研究計画」が対象（応募可能な研究種目についても従前と同様）

## 「特別推進研究」の見直し

- 科研費の最大種目「特別推進研究」を、「**挑戦性**」を重視する観点から抜本的に見直し、成果創出の最大化を目指す（「基盤研究」種目群、「学術変革研究」種目群双方の性質を併せ持つ種目として位置付け）。

【平成30年度助成（平成29年度9月）から】

### 「特別推進研究」の概要

対象：国際的に高評価を得ている研究の一層の推進  
研究期間：3～5年間  
応募総額：5億円程度まで  
助成規模：73件・56億円（平成28年度新規＋継続）  
Top10%論文割合（H8-H22平均）：25%  
複数回受給者の割合（H21-H27）：25%

### 見直しのポイント

- **「新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究」**を重点的に支援するよう明確化。  
※ 「最先端の研究」の単なる継続・発展は対象外。
- **研究者の一世一代の挑戦**を支援し、助成対象の**新陳代謝を促進**。  
※ 同一研究者による複数回の受給は不可（研究テーマが全く異なる場合は例外的に可）。
- **より多様で幅広い評価を行う**ために審査方式を改善。  
※ 合議審査の更なる活性化（審査委員の少人数化、専門的な審査意見書の充実等）。  
※ 海外研究機関に所属する研究者（海外レフェリー）の活用を推進。

### 【今後の検討課題】

- 研究者・評価者の双方に過度な負担のかからないように配慮しつつ、**採択後の評価の検討**。
- 受給回数制限を導入することから、**所属機関又は他の公的研究費による措置に切れ目なくつなげる方策等の検討**。



## 「特別推進研究」対象等の変更点

新しい学術の展開に向けた「挑戦性」を重視し、研究者が従来の研究活動を超えてブレークスルーを目指す研究を支援するとともに、多くの研究者に挑戦の機会を与えるために受給回数制限を導入。

	平成29年度公募まで	平成30年度公募以降
対象	国際的に高い評価を得ている研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究
応募総額	5億円程度まで(下限なし) (真に必要な場合は5億を超えることも可)	<u>2億円以上</u> 5億円まで (真に必要な場合は5億を超えることも可)
研究期間	3～5年間	3～5年間 (真に必要な場合は最長7年間まで可)
受給回数制限		1回限り (研究テーマが全く異なる場合は例外的に受給可)

# 「特別推進研究」の審査に当たっての着目点、審査方法

## 1. 審査に当たっての着目点

### (a) 特別推進研究として推進する必要性

- ・新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であるか。
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、研究の目的、内容が特別推進研究としてふさわしいか。

### (b) 研究の独創性及び研究の意義

- ・研究目的、方法が独創的であるか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。

### (c) 研究分野の現状と動向及びその中でのこの研究課題の位置づけ

- ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競うことが可能な研究であるか。
- ・当該研究は、国際的な高い評価を得られるものであるか。

### (d) 研究遂行能力の適切性

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、当該研究者はこの研究を遂行し、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげることが期待できるか。
- ・研究分担者等と数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められるものとなっているか。

### (e) 応募研究経費の妥当性

- ・研究経費は研究計画遂行上、合理的かつ必要不可欠なものか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

## 2. 審査方法

基本的に従前と同様

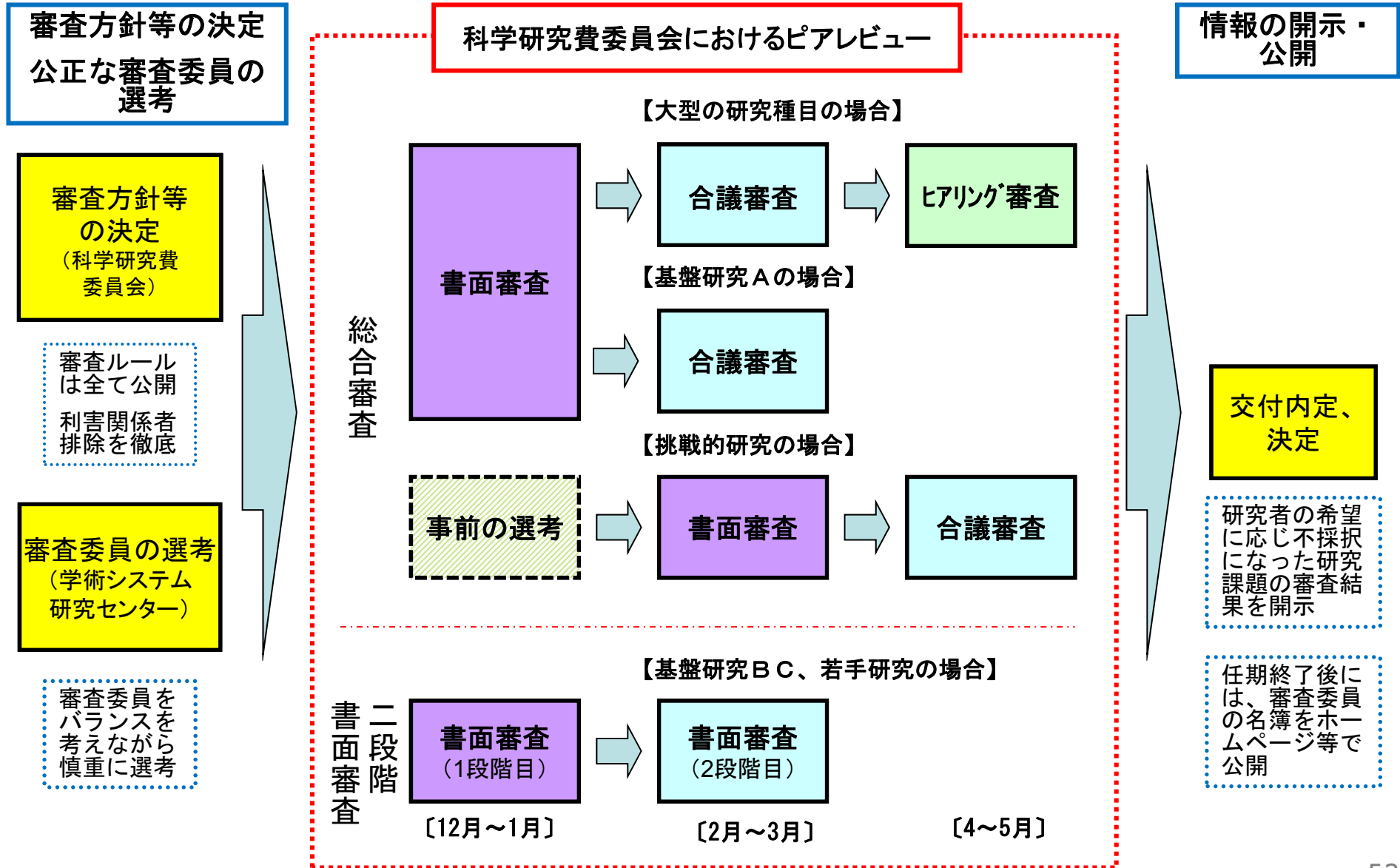
※ 区分も従前と同様に「人文社会系」「理工系」「生物系」で実施。（「理工系」では「数物系科学」「化学」「工学」の選択は不要）

## 公募から内定までのスケジュール（予定）

	審査	交付内定	交付決定
特別推進研究	平成29年12月 ～平成30年4月	4月下旬	6月下旬
基盤研究(S)	平成29年12月 ～平成30年5月	6月下旬	7月下旬
基盤研究(A・B・C) 若手研究 <small>※基盤研究(B・C)(特設分野研究)除く</small>	平成29年12月 ～平成30年3月	4月上旬	6月下旬
基盤研究(B・C) (特設分野研究)	平成29年12月 ～平成30年6月	7月中旬	8月中旬
挑戦的研究(開拓・萌芽)	平成29年12月 ～平成30年6月	7月中旬	8月中旬
新学術領域研究 (新規の研究領域)	平成29年12月 ～平成30年6月	6月下旬	7月下旬
新学術領域研究 (公募研究)	平成29年12月 ～平成30年3月	4月上旬	6月下旬

# (参考) 科研費の審査方法

— 公平・公正で透明な審査手続 —



# 科学研究費助成事業(科研費)

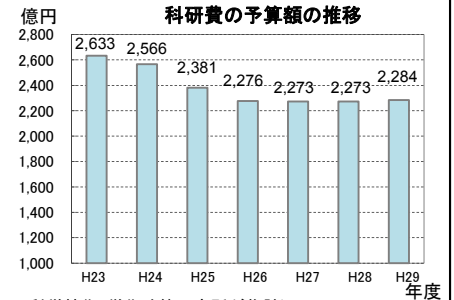
平成30年度要求・要望額 : 244,776百万円  
 (平成29年度予算額 : 228,350百万円)

## 背景・課題

- ・国際的な研究力競争の激化、科研費をはじめとする資金需要の増大
- ・研究環境の劣化(基盤研究費の縮減、研究者の独立基盤の脆弱化)
- ・研究者の研究テーマの短期志向、リスク回避傾向

### 【未来投資戦略2017における記載】

科学研究費助成事業の安定確保・充実強化のため、「科研費改革の実施方針」(平成29年1月27日文部科学省改定)に基づき、「科研費審査システム改革2018」や「科研費若手支援プラン」の実施等を通じた改革を本年度から進める。



- ✓ 科研費は、我が国の産出論文の質・量の両面で牽引(※)するなど、イノベーションの源泉である「学術研究」を支援。
- ✓ 科研費改革を全面展開する平成30年度は、制度の「質の向上」と「量の充実」の一体的強化が不可欠。

※科研費関与論文のTop10%論文の割合は約10%で科研費非関与論文の割合(約7%)を大幅に上回り、産出数も我が国の産出数の約60%を占める(トムソン・ロイター Web of Science XML を元に科学技術・学術政策研究所が集計)。

## 事業概要

- 人文学・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」。
- 中核的研究種目の充実を通じた「科研費若手支援プラン」の着実な実行や国際共同研究の一層の強化を図る。また、審査区分の大括り化など競争性を高める審査システム改革をはじめとする科研費改革の全面展開により、助成対象の更なる質の向上を図る。

### 【平成30年度要求の骨子】

#### ①中核的研究種目の充実を通じた「科研費若手支援プラン」の実行

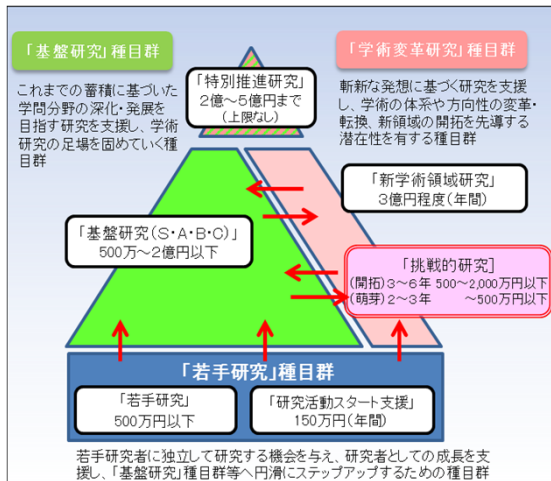
研究者のキャリア形成に応じた支援を強化するため、以下の取組を実施。

- ✓ 若手研究者の基盤形成を幅広く支援するため、「若手研究」や若手研究者の応募が多い「基盤研究(C)」を拡充。
- ✓ 国際競争下で研究の高度化に欠かせない、より規模が大きい「基盤研究(B)」を拡充。
- ✓ 研究室を主宰して研究活動を開始する若手研究者に対し、所属研究機関との連携により、研究費の重点配分を行う枠組みを拡大。  
(「独立基盤形成支援の対象種目を「若手研究」に加え、「基盤研究(C)」に拡大。)

#### ②国際共同研究の推進(「国際共同研究加速基金」の発展的見直し)

- ✓ 「海外学術調査」の見直しによる国際共同研究の強化
  - ・調査等に限らず研究対象を一般化し、国際共同研究を更に促進。
  - ・応募総額: 2,000万円程度、研究期間3~6年。
  - ・若手研究者の研究組織への参画等を要件として、海外研究者との共同研究基盤の強化や新たな課題探索等を支援。
- ✓ 「帰国発展研究」の対象拡大
  - ・日本で研究を希望する海外在住の日本人研究者を対象とした研究費の予約採択制度の対象を外国人研究者へ拡大。
  - ・応募総額: 5,000万円以下、研究期間3年以内。
  - ・海外から優秀な人材の獲得に寄与。

### 【科研費の研究種目体系】



### 【審査システム改革のポイント】

#### 「審査区分」と「審査方式」の一体改革

- ✓ 新たな「審査区分表」を作成(審査区分の大括り化)
  - ・「小区分」306(現区分の約3割減)
  - ・「中区分」65
  - ・「大区分」11
- ⇒自由な発想に基づくテーマ設定及び分野間の競争・連携を促進。
- ✓ 「総合審査」の導入(審査の質の向上)
  - ⇒合議を重視し、分野のカベを超えた多角的審査を行う「総合審査」の導入。

# 科研費若手支援プラン(CIO)

—次代の学術・イノベーションの担い手のために—

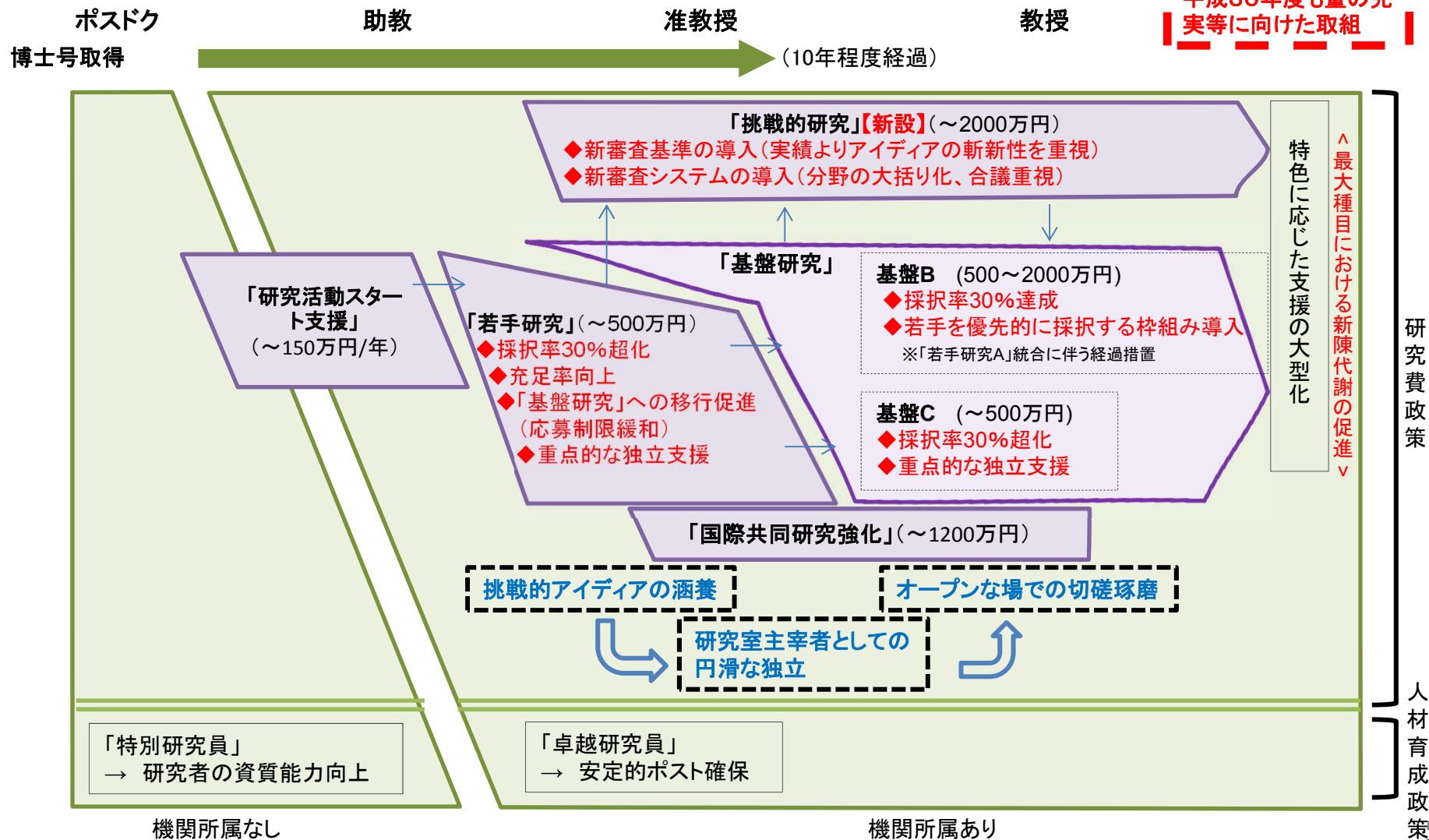
## 【基本的な考え方】

博士人材育成と軌を一にして、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目無く展開

→ 目指す研究者・研究環境のイメージ:「より挑戦的に、より自律的に、より開放的に」"More Challenging ,More Independent, More Open"

※若手のロールモデルとなる中堅層への支援を含め、科研費を改革・強化

平成30年度も量の充実等に向けた取組



# 科研費の管理と適正な執行

# 近年の主な科研費の制度改善について

## ◎「基金化」の導入

- ・基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)  
【平成23年度～】
- ・国際共同研究加速基金、特設分野研究  
【平成27年度～】

## ◎補助金に「調整金」枠を設定(平成25年度)

- ・前倒し使用
- ・一定要件を満たす場合の次年度使用

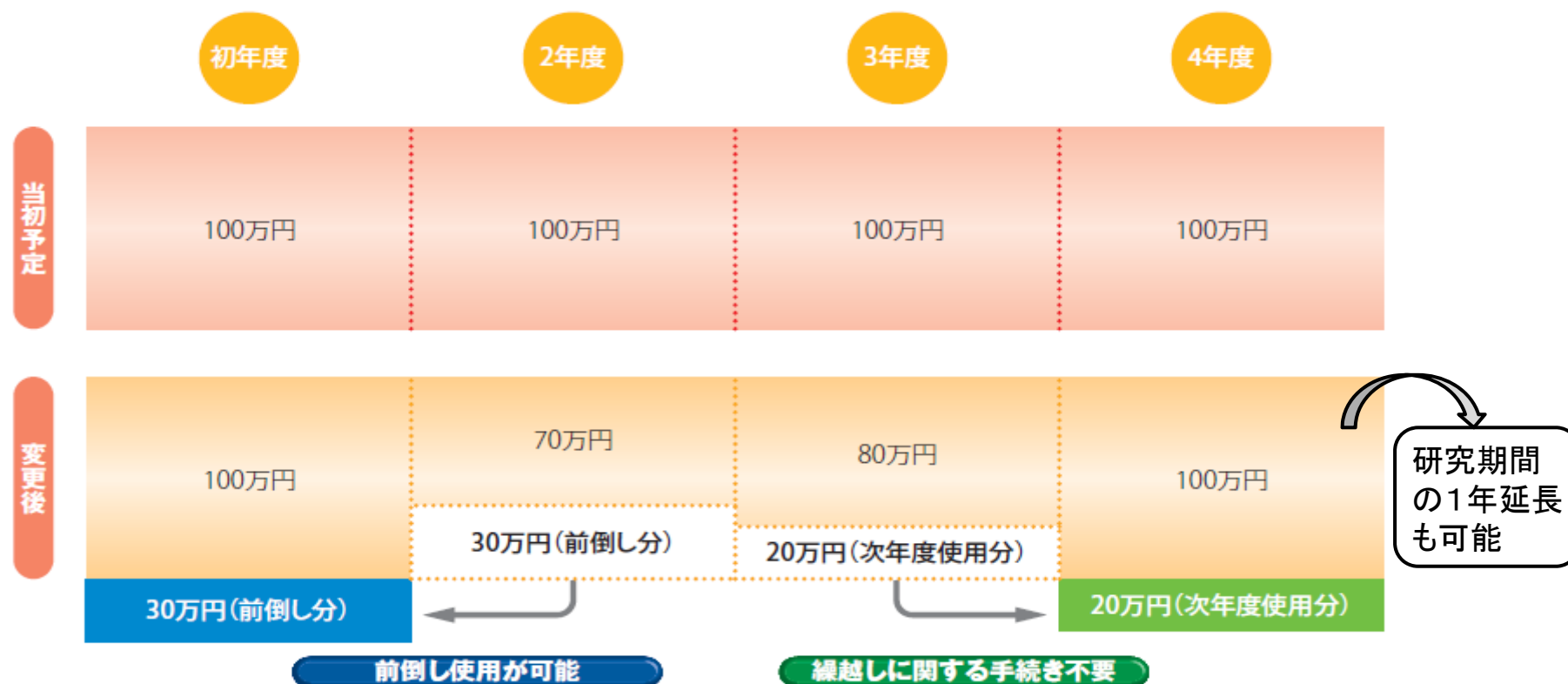
## ◎複数の科研費による共用設備の購入が可能に (平成24年度)



# 科研費への「基金化」導入について

○複数年間の研究期間全体を通じた研究費が確保されているため、研究費の柔軟な執行が可能

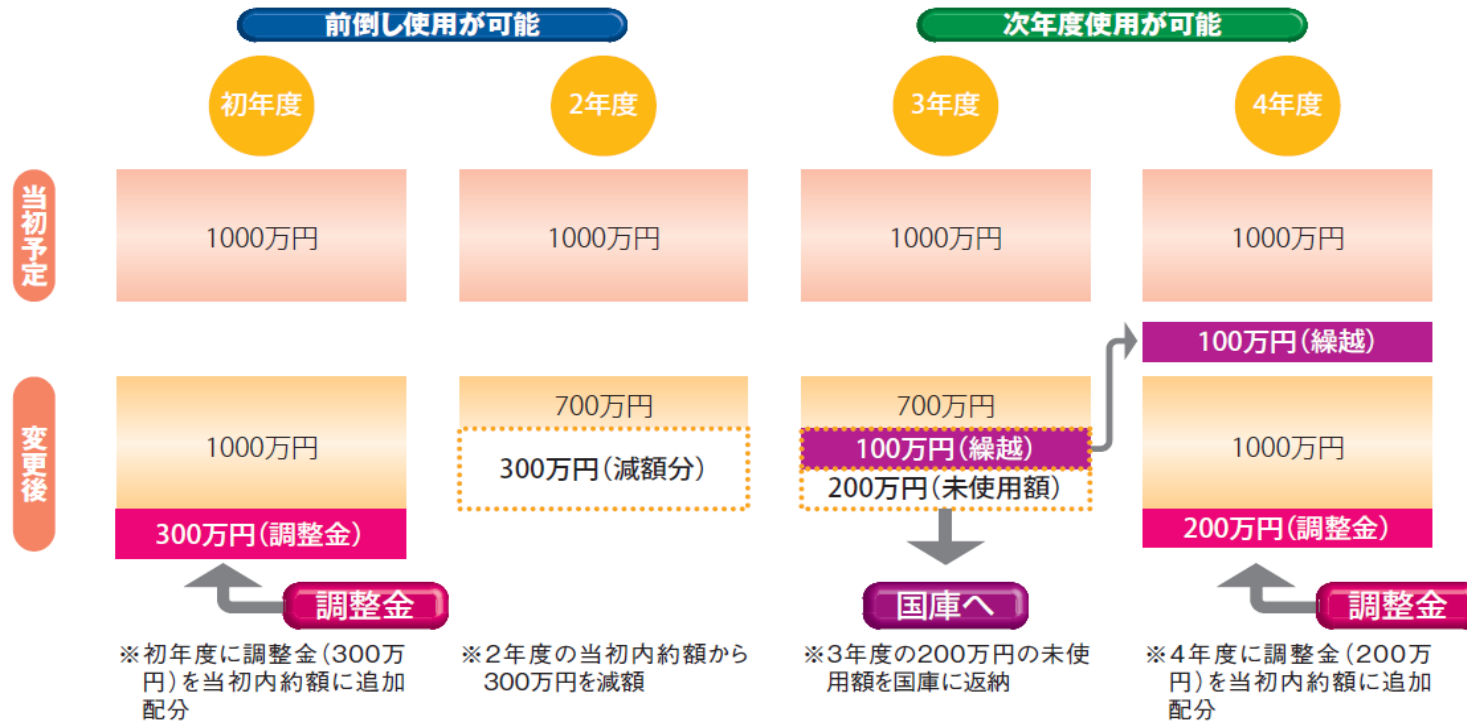
- ◆研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用が可能
- ◆事前の繰越手続きなく、次年度における研究費の使用が可能
- ◆年度末の会計処理を意識することなく、研究を進めることが可能  
会計年度による制約がなくなるため、前年度に発注した物品が翌年度に納品されることが可能



# 「調整金」枠の導入について

## 「調整金」の特徴

- 平成25年度予算において、基金化されていない科学研究費補助金部分の使い勝手を向上させるため設定。
- これにより、研究費の「前倒し使用」、一定要件を満たす場合の「次年度使用」が可能。
- ※ 研究費を次年度に持ち越して使用する場合は、まずは繰越しによって対応することが基本。



### 前倒し使用

当該年度の研究が加速し、次年度以降の研究費を前倒して使用することを希望する場合には、当該年度の調整金から前倒し使用分の追加配分を受けることが可能。

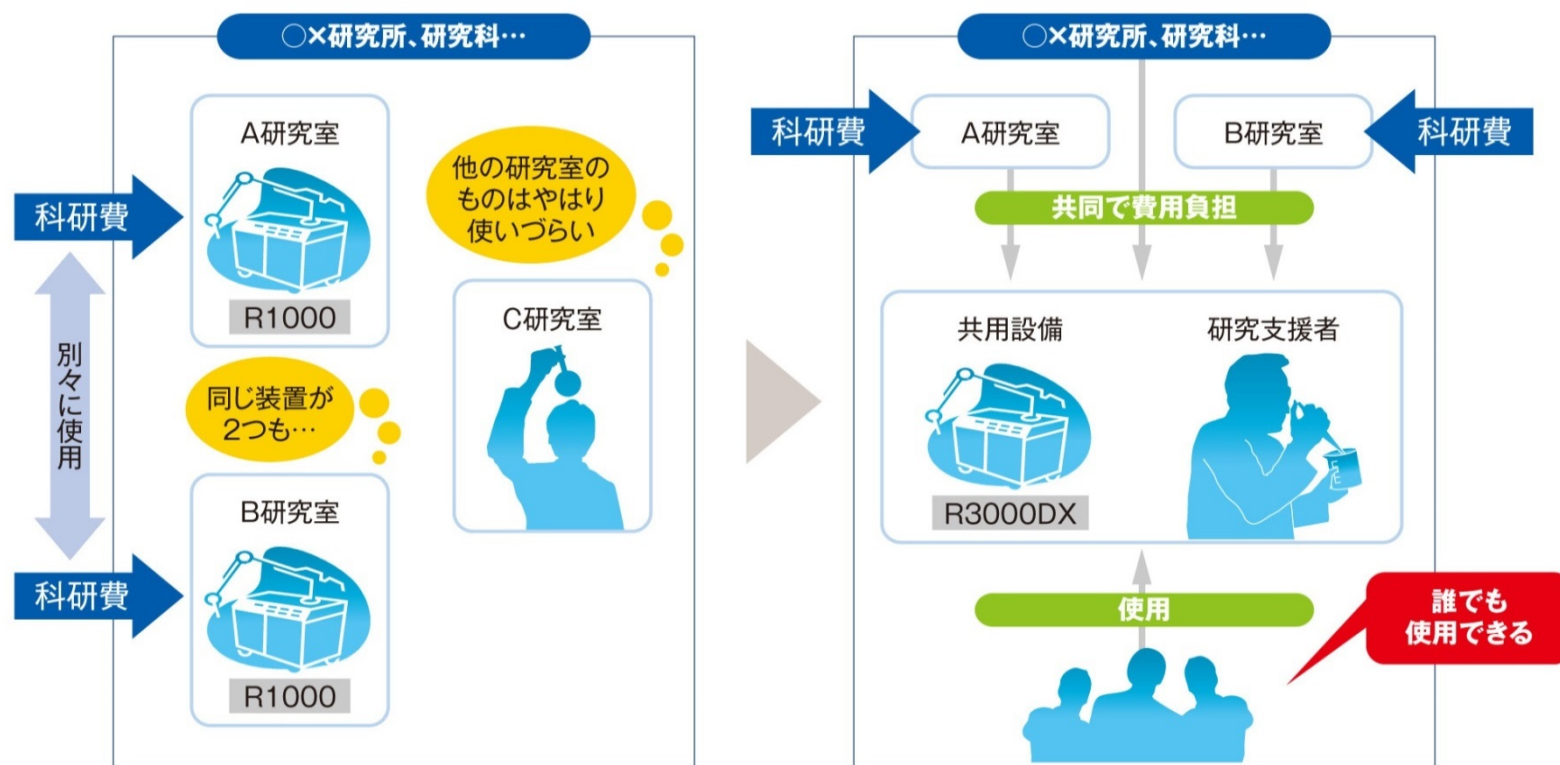
### 次年度使用

研究費を次年度に持ち越して使用する場合、まずは繰越し制度によって対応することが基本。ただし、繰越し制度の要件に合致しない場合や繰越し申請期限以降に繰越事由が発生した場合、これを一旦不用として国庫に返納した上で、次年度の調整金から原則として未使用額全額を上限として配分を受け、使用することが可能。

※詳細は文科省HP ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1330870.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1330870.htm))を参照

# 複数の科研費の合算による共用設備購入について

- 平成24年度から、複数の科研費やその他の経費を合算して共用設備を共同で購入できるようにした。
- 研究費使用の効率化や、これまで単独では購入が難しかった高額な機器を共用設備として購入することが可能になるなどの研究費使用の自由度の向上により、より一層の研究の進展が期待。



※科研費単独で購入した設備についても、その研究に支障がない限り、別の研究に使用することが可能。

# 研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

研究費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、研究機関が責任をもって管理することとしています。

## ○ 研究者使用ルール(補助条件(交付条件))

- 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金(助成金)の管理を行わせる

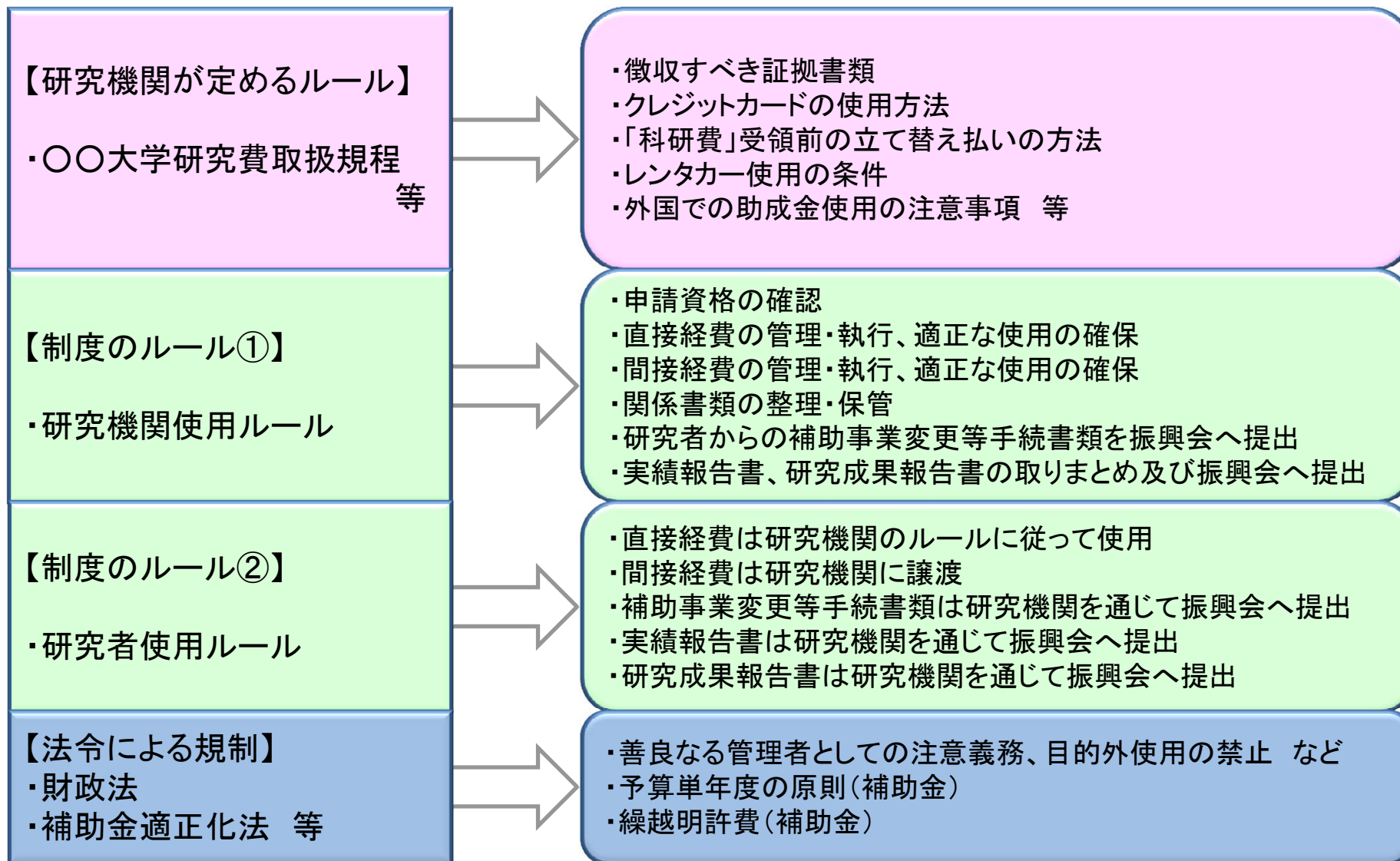
## ○ 機関使用ルール(各研究機関が行うべき事務等)

- 研究者に代わり、補助金(助成金)(直接経費)を管理する。本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的科研費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、各機関が定める規程等に従って適切に行う



現在、研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

# 使用ルールの階層構造



# 科研費の直接経費と間接経費について

## ○直接経費とは

当該研究課題の遂行に直接必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む）であり、「物品費」、「旅費」、「人件費・謝金」、「その他」に分けて使用するものです。

## ○間接経費とは

研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するものです。

# 直接経費とは

## 直接経費の各費目の対象となる経費(例示)

・物品費	物品を購入するための経費
・旅費	<u>研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張(資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等)のための経費(交通費、宿泊費、日当)</u>
・人件費・謝金	資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う <u>研究協力者(ポストドクター・リサーチアシスタント(RA)・外国の機関に所属する研究者等)に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費</u>
・その他	<u>上記のほか当該研究を遂行するための経費(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費、研究実施場所借り上げ費(研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る)、会議費(会場借料、食事(アルコール類を除く)費用等)、リース・レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等)、実験廃棄物処理費)</u>

研究者にとって直接経費の対象となる経費は幅広い

研究機関は、対象の幅広い直接経費を、4つの費目毎に適切に管理する

# 間接経費の使用について

## 間接経費の主な使途の例示

研究機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象としています。

### ○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など

### ○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費……

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料……

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費 …… など

### ○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費 など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要と判断した場合、執行することが可能です。

なお、直接経費として充当すべきものは対象外です。

<参考> 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

(平成13年4月20日(平成26年5月29日改正) 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2.pdf>



# 直接経費と間接経費の区別

科研費においては、直接研究遂行に必要なものであれば、「直接経費」により支出し、科研費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要なものであれば、「間接経費」により支出することになります。

以下に、具体的な物品購入等に当たって、直接経費と間接経費の支出についての考え方の例を示します。

## 【事例1】 全く同じ「パソコン」であっても・・・

直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題のデータの分析のために必要なパソコン  
間接経費で支出・・・科研費の経理事務処理のために共通事務室に設置するパソコン

## 【事例2】 全く同じ「図書」であっても・・・

直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題の研究に必要な図書  
間接経費で支出・・・図書館に常備し多くの研究者等の閲覧に供する図書

「何を買うか」ではなく「どのような目的で使用するか」により、直接経費、間接経費のいずれの経費での支出が妥当かを判断する必要があります。

# 科研費の適切な執行管理①

いまだに・・・

- 科研費の年度末に偏った執行が見受けられる。
- 最終年度の最後に高額な物品を購入している。

● 無理・無駄な使い方をしていませんか？

- 科研費の**執行状況を定期的に把握**し、必要に応じて**繰越し制度や調整金制度を活用**しつつするなど、研究費が計画的に執行されるよう適切な執行管理を行ってください。
- 繰越し制度や調整金制度を活用してもなお補助事業期間終了の一定程度前の時点において、研究費に残額が生じる可能性がある場合には、物品発注の適切性について、研究機関において厳正に判断し、研究費を無駄に使い切ることなく、研究費の返還を行ってください。なお、**返還するにあたりその後の審査や交付で不利益な扱いを受けることはありません。**
- 返還は実績報告書の提出だけで**特別な手続きは必要ありません。**

## 科研費の適切な執行管理②

基金なのに…

- 年度末の発注期限が厳しくて使いにくい。
- 年度をまたいで発注出来ない。

● 基金化の趣旨は十分生かされていますか？

■ 科研費(基金分)については、研究機関において年度ごとに使用期間を設定したり、年度をまたいだ科研費の使用を不可とすることのないよう **基金化の導入の趣旨にのっとりた運用の徹底**を図ってください。

<参考>

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」  
(平成25年11月 総務省) URL:[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/79762.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/79762.html)

# 研究費の不正使用、研究活動における 不正行為の防止について

# 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

	研究費の不正使用	研究活動における不正行為
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用</li> <li>競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等</li> </ul>
主な例	<p>【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの</p> <p>【プール金(カラ出張、カラ謝金)】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの</p> <p>【書類の書換え(差換え、品替え、品転)】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの</p>	<p>【捏造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの</p> <p>【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの</p> <p>【盗用】 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの</p>
文科省等が定めるガイドライン	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月 文部科学大臣決定(平成26年2月改正))</p>	<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月 文部科学大臣決定)</p>

# 不正防止のための主な取組

- 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度～)
  - ・ 不正使用等を行った者へのペナルティ(平成15年度導入、平成25年度以降厳罰化)
  - ・ 不正行為を行った者等へのペナルティ(平成19年度導入)
- 機関管理の義務化(平成16年度～)
  - ・ 研究機関による科研費の管理について、雇用契約、就業規則、個別契約等で規定
  - ・ 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
  - ・ 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施
- 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)
  - ・ 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
  - ・ 科研費の経費管理責任者の登録を義務化
  - ・ 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
  - ・ 文部科学省及び日本学術振興会による実地調査の実施
  - ・ 研究機関に対するペナルティ(間接経費の減額査定等)の導入 等
- 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト※」の提出を応募要件化(平成20年度公募分～)  
※平成22年12月に現名称に変更
- 不正使用、不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)
- 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正に基づき、研究機関における体制整備の不備や不正事案の調査報告の遅延による間接経費の削減を導入(平成26年度～)
- 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、適正な研究費の使用、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)
- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件(平成29年度公募分～)

# 不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

なお、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降（継続課題も含む）で不正使用を行った場合に適用する。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 <b>10年</b>
	私的流用以外で ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、 <b>5年</b> ②、①及び③以外の場合、 <b>2～4年</b> ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、 <b>1年</b>
不正受給を行った研究者と共謀者	<b>5年</b>
善管注意義務違反を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

(参考)内閣府HP：<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

## 【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表する。**

# 不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等について

## 【不正行為認定者を交付対象から除外する期間】

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	除外期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	ウ) ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	



# 科研費における研究倫理教育の受講等について

【研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)より】

配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

## ○平成28年度新規課題から、研究倫理教育の受講等を、 交付申請要件としました。

### 【研究代表者】

- 交付申請前までに、自ら**研究倫理教育教材の通読・履修**、または研究機関が実施する**研究倫理教育を受講**すること
- 研究分担者がいる場合には、研究分担者から、
  - ①応募時までに、当該研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育の受講等を行う旨が明記された「研究分担者承諾書」を徴すること
  - ②交付申請前までに、研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認すること

### 【研究分担者】

- 研究代表者に、交付申請前までに研究倫理教育の受講等をする旨が明記された「研究分担者承諾書」を提出すること
- 交付申請前までに、自ら**研究倫理教育教材の通読・履修**、または研究機関が実施する**研究倫理教育を受講**すること
- 研究代表者が交付申請を行うまでに、研究倫理教育の受講等を行い、受講等をした旨を研究代表者に報告すること

- 
- ✓ 平成29年度継続課題では、平成28年度中に研究倫理教育の受講等することとしているため、改めて研究倫理教育の受講等を行う必要はない。(分担者を新たに追加する場合を除く。)

# 研究倫理向上のための研修プログラムの作成

## 日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」  
(平成25年12月26日)

**「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」**

日本学術会議  
の連携・協力

## 【日本学術振興会】

平成26年2月～「科学者の行動規範」に基づく研修プログラム作成

協力者会議 開催

平成27年3月 科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－

(通称:Green Book) 編集・出版

平成28年4月 グリーンブックをもとにしたe-learning「研究倫理

eラーニングコース(eL CoRE)」を公開

平成29年2月 英語版を公開

## 研究倫理eラーニングコース [eL CoRE]

「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」( **Green Book** )を  
もとにしたe-learning「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on  
Research Ethics[eL CoRE])」を平成28年4月よりサービス提供開始

- ・誰でも無料で受講可能。
- ・個人登録のほか、団体登録も受付可能。
- ・団体管理者は、受講者の進捗・成績・修了状況を専用画面で確認可能。
- ・受講にかかる平均所要時間は約90分。
- ・アニメーションをメインとした、事例で学び・考える教材。
- ・各章末に確認テストを設け、全問正解するまで次章に進めない。
- ・修了後は修了証書がプリント可能。
- ・平成29年2月から「英語版」のサービス提供開始。



# 研究成果の公開、普及・啓発

# 研究成果報告書の提出について

- ①研究成果報告書の提出は補助条件・交付条件で義務付けていることから、研究終了後に正当な理由もなく研究成果報告書を提出しない研究者には、新たな科研費を交付しません。
- ②研究終了後に正当な理由もなく研究成果報告書を提出しない場合には、交付決定の取消し及び返還命令を行う場合があります。
- ③各研究機関が行うべき事務の一つとして、研究成果報告書の提出確認や提出遅滞の場合の取り扱いを使用ルール等で明記しています。

研究成果報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN） <https://kaken.nii.ac.jp/>で公開されます。

# 謝辞 (Acknowledgment) について

○ 科研費により得た研究成果を発表する場合は、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。

○ 謝辞 (Acknowledgment) に、科研費により助成を受けた旨を記載する場合には、  
「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」  
を必ず含めてください。

この記載方法を  
必ず守ってください。

○ 謝辞 (Acknowledgment) の記載例は次のとおりです。

- 論文に関する科研費が一つの場合 (課題番号「24067890」)

【英文】: This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP24067890.

【和文】: 本研究はJSPS 科研費 JP24067890 の助成を受けたものです。

- 論文に関する科研費が複数 (三つ) の場合  
(課題番号「23056789」, 「24067890」, 「15H34567」)

【英文】: This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JP2356789, JP24067890, JP15H34567.

【和文】: 本研究はJSPS 科研費 JP23056789, JP24067890, JP15H34567 の助成を受けたものです。

# 科研費論文のオープンアクセス化について

論文のオープンアクセス化とは：

誰でもWebを通じて無料で自由に論文へアクセスできるようにすること

研究論文のオープンアクセス化が推進すると・・・

## (1) 学術研究の発展

- ・学術情報を制約なく流通・入手することが可能
- ・学術研究の発展に寄与

## (2) 研究者自身にとって

- ・研究成果に関する情報発信力の向上等

世界では・・・

- ・ 研究論文のオープンアクセス化は急速に拡大
- ・ 公的な研究助成を行うファンディング・エージェンシーの多くが、オープンアクセスを義務化・推奨

オープンアクセスの主な方法

- ①機関リポジトリへの掲載 又は セルフアーカイブ
- ②研究コミュニティや公的機関開設Webへの掲載
- ③その他(オープンアクセスジャーナルへの掲載)



可能な範囲で、科研費論文のオープンアクセス化の推進を考慮願います。

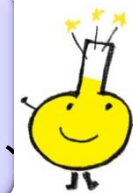
# 科研費の研究成果の普及・啓発



ひらめき☆ときめき サイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI

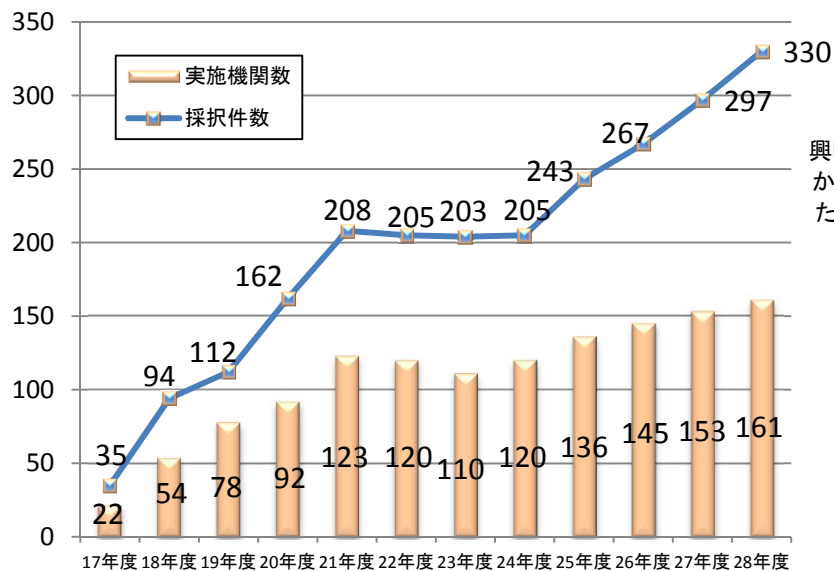
(研究成果の社会還元・普及事業)

目的・・・研究者が科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを、児童・生徒(小学生5・6年生～高校生)に分かりやすく発信し、学術の振興を図る

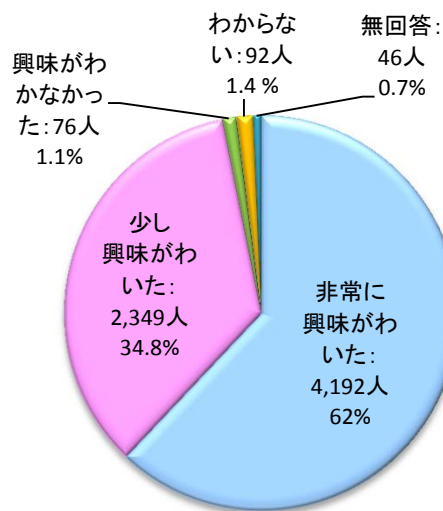


プログラム募集期間: 11月～1月中旬

## 実施件数の推移



平成28年度参加者アンケート結果  
科学に興味がありましたか？  
(対象人数: 6,755人)



★平成28年度には、児童生徒6,977名の参加があり、平成17年度の事業開始以来、累計で約5万5千名が参加



東北大学(平成28年12月)  
『もしも君が杜の都で天文学者になったら。。。2016(もし天2016)』



北海道大学(平成28年7月)  
『オタマジャクシはすごい～実験でわかる動物たちの生き残り戦略～』